

参議院財政・金融委員会會議録第二号

平成十二年十一月二十七日(月曜日)

午前十時開会

委員の異動

十月三十一日

八田ひろ子君

十一月六日

櫻井 充君

十一月七日

平田 健二君

十一月八日

北澤 俊美君

十一月九日

櫻井 充君

十一月十日

小宮山洋子君

十一月十五日

鹿熊 安正君

十一月十六日

鹿熊 安正君

十一月二十日

世耕 弘成君

十一月二十一日

世耕 弘成君

十一月二十一日

世耕 弘成君

十一月二十一日

世耕 弘成君

十一月二十一日

世耕 弘成君

十一月二十一日

世耕 弘成君

十一月二十一日

世耕 弘成君

十一月二十一日

世耕 弘成君

十一月二十一日

世耕 弘成君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

常田 享詳君

世耕 弘成君

伊藤 基隆君

岩井 國臣君

林 芳正君

勝木 健司君

海野 義孝君

池田 幹幸君

上杉 光弘君

片山虎之助君

河本 英典君

香掛 哲男君

世耕 弘成君

野間 起君

久保 亘君

櫻井 充君

峰崎 直樹君

浜田卓二郎君

笠井 亮君

三重野栄子君

椎名 素夫君

萩山 教嚴君

宮澤 喜一君

相沢 英之君

七条 明君

宮本 一三君

海老原義彦君

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

公正取引委員会

事務総局経済取

引局取引部長

警察庁生活安全

局長

金融再生委員会

事務局局長

金融庁総務企画

部長

金融庁監督部長

経済企画庁総合

計画局長

大蔵省主計局次

長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

国税庁長官官房

国税審議官

郵政大臣官房長

郵政省貯金局長

吉田 成宣君

榎崎 憲安君

黒澤 正和君

森 昭治君

乾 文男君

高木 祥吉君

牛嶋俊一郎君

藤井 秀人君

尾原 榮夫君

中川 雅治君

塚原 治君

園 宏明君

野村 卓君

○委員長(伊藤基隆君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理
の特例に関する法律案の審査のため、本日の委員
会に金融再生委員会事務局局長森昭治君、金融庁総
務企画部長乾文男君、金融庁監督部長高木祥吉
君、経済企画庁総合計画局長牛嶋俊一郎君、大蔵
省主計局次長藤井秀人君、大蔵省主税局長尾原榮
夫君、大蔵省理財局長中川雅治君、郵政大臣官房
長園宏明君及び郵政省貯金局長野村卓君を、ま
た、酒税法の一部を改正する法律案の審査のため、
本日の委員会に公正取引委員会事務局局長経済
取引局取引部長榎崎憲安君、警察庁生活安全局長
黒澤正和君及び国税庁長官官房国税審議官塚原治
君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴
取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤基隆君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(伊藤基隆君) 平成十一年度歳入歳出の
決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を議
題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。宮澤大蔵
大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりま
した平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処
理の特例に関する法律案につきまして、提案の理
由及びその内容を御説明申し上げます。

さきに決定されました日本新生のための新発展
政策を受けて編成いたしました平成十二年度補正
予算(第一号、特第一号及び機第一号)について
は、今般成立いたしました。当該補正予算にお
ける国債の追加発行を極力抑制するとの観点か
ら、平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処

理についての特例を定める必要があり、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして御説明申し上げます。

財政法第六条第一項においては、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を翌年度までに公債または借入金償還財源に充てなければならぬこととされておりますが、平成十一年度の剰余金については、この規定は適用しないこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(伊藤基隆君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井でございます。

まず最初に、これは通告をききちよつとさせていただきます。土曜日の朝日新聞の方に、経営難の特殊法人に対して税金を投入して救済するということを宮澤大蔵大臣が二十四日の会見でお話になったということでございますが、まずこの件について、この新聞内容は本当でございましょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この問題の新聞記者諸君との話し始めの部分は、後ほど御説明いたしますが、お互いにわかり合って問答をしておたわけですが、だんだん聞いている方がそれを少しストレッツチしまして、いかなる場合にもそういうことをするのかというふうに一般化して報道した嫌いがございませう。

つまり、話の初めは関西空港であるとかあるいは有料道路であるとかいうことであったわけでございます。つまり、私が考えておりますことは、財政の透明性というや将来の問題ではありますけれども、問題があるのであるから、なかなか償

還できないような借入金をいつまでもして大きな事業に取りかかるといふのはいかかものものであろうかという、これは例えば関西空港とかそういう話ですが、そういう話をしておいた。その延長上で、それならば借金で賄っている特殊法人も一般的に税金を入れるのかというところまで行って、しかしそれは、場合によってはだめなものやめたいんだというふうなところまで話は別に行かなかったわけだけれども、そういう一般論としてああいう報道になったと、そういうふう

億円余りの金を投じて新しい滑走路をつくるということになりまして、さらに将来、会社が赤字経営を続けるという危険はないのだろうか。海外に新しい飛行場が十分できてまいってありますし、近々にも、実は神戸でつくろうというふうなことがある。そういう供給側の増加を考えていきますと、一兆五千億円というこれからの第二期工事というものは借金でやって大丈夫なんだろうかということをお互いに考えてみようではないかということをお互いに考えてみようではないかということをお互いに考えてみようではないか

思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私の申ししておることは、いろいろ言えば、発着回数が予定より最近よくなっておるのならば、何も着陸料を減らさなくてもいいでしょうというふうなことは言えますよね。言えますが、将来の問題が来月末までに解決しなければ着陸料を低減することについて国は知りませんよと言いつついいのかどうかということとはございませう。

○櫻井充君 しかし、大臣は関西空港の話はされているわけだけれども、関西とかその他、本四架橋公団でしようか、その辺のところには税金を投入していくというところの考えなんですか。

それは自然に関西財界あるいは地方団体等々にも関係することですが、私もしかし、そう申しした以上、政府側も全く空手でもってそういう話をす

決めたさいというにしましては、大阪府の財政もございませうし、いろいろございませうです。ですから、私はその問題の解決を一月や二月でやったださいと申すつもりはありません。

○国務大臣(宮澤喜一君) 関西空港につきましては、本来これは運輸大臣の御所管のことでございます。そこで御相談もせずに私が余り申してはいかぬこととございませうけれども、それを仮にお許ししたとくとして、関西空港については私が先般関西空港、予定発着量は年間十万余り、十一万と

以上、政府側も全く空手でもってそういう話をす

○櫻井充君 一月や二月でそのようなことを簡単に

とくとして、関西空港については私が先般関西空港、予定発着量は年間十万余り、十一万と

○櫻井充君 結論だけでも一度お伺いしたいんですが、来年度この関西空港に対して税金を投入する予定はあるんですか、ないんですか。その一点だけ、まずあるかないかでお答えいただきたいと

○国務大臣(宮澤喜一君) 前段で櫻井委員のこ

とくとして、関西空港については私が先般関西空港、予定発着量は年間十万余り、十一万と

○櫻井充君 結論だけでも一度お伺いしたいんですが、来年度この関西空港に対して税金を投入する予定はあるんですか、ないんですか。その一点だけ、まずあるかないかでお答えいただきたいと

○国務大臣(宮澤喜一君) 前段で櫻井委員のこ

とくとして、関西空港については私が先般関西空港、予定発着量は年間十万余り、十一万と

○櫻井充君 結論だけでも一度お伺いしたいんですが、来年度この関西空港に対して税金を投入する予定はあるんですか、ないんですか。その一点だけ、まずあるかないかでお答えいただきたいと

○国務大臣(宮澤喜一君) 前段で櫻井委員のこ

ころ大臣がどの特殊法人に税金を来年度投入しようとお考えなのか、その点について御説明願いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今、予算査定の最中で、しかも本格的にはこれからでございますから、私からそれを申し上げるだけの事務当局の準備がございません。

ただ、しばしば話題になりますのは、本四架橋公団、これは仕事は一通終わったわけでございます、大変な借金を残した状況にあるということ、でございますから、それなどは、どういふふうにするかは別といたしまして、考えなければならぬいケースなのではないかと想像いたしますけれども、事務当局はまだそういう意味での検討を十分いたしております。

○櫻井充君 それでは再度確認しておきますが、もしそういう特殊法人に税金を投入するというような場合には、その特殊法人の経営状況をきちんと我々が納得できるだけの資料を提出していただくということですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはもとよりでございます。本四公団のごときは、もう仕事は、いわば架橋という問題は一応ないわけでございますから、これ以上全体がどうなるかといひますと、一種の最終的な処理みたいな話でございますし、また財政当局としても、税金を投入してもよくならないという話には簡単に税金を投入するわけにはまいらない。仕方がない、もう済んじゃったと、借金だけ残っちゃったという話は別でございますけれども、そういうものは大変特殊な例ですから、そう簡単に税金を出したらいというところは考えておりません。

○櫻井充君 今、税金を投入しなきゃいけないというふうなお話だと思いますが、もし仮にですけれども、このようなどころに税金を投入しなきゃいけないとなれば、財源はどうされるんですか。今までの一般会計の中から出されるんですか。それとも、さらに国債を発行して、そしてそちらから投入するということをお考えなんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その辺になりますと、先ほども申しましたように、全く予算編成過程でそういう話が進んでおりませんから何とも申し上げかねますが、しかし、例えば本四公団なら本四公団でいえば、それに関係する特別会計がありまして、関西空港については特別会計があるわけでございますから、そういうことも考えながらいろいろに議論が進んでいくんだと思いますが、そこまで実は行っておりません。

○櫻井充君 宮澤大蔵大臣、これは九月六日の記者会見ですけれども、要するに亀井さんがあの当時十兆円規模の補正予算をといた話をされたときに何とおっしゃっているかといひますと、国債の大幅増発を許したら大蔵大臣は落第だ。そしてもう一つは、何でも国債を出せばよいという状況ではないことを共通認識として持つてもらう必要があるというお話をされているわけでございます。

そういう意味で、これまで特殊法人といひますか、相当な赤字を抱えて、借金を抱えているだろうと言われているところに税金を投入するようなきっかけがあれば、またさらにどんな税金を投入しなければいけないようになって、そして結果的には国債の増発につながるんじゃないだろうか、そう思うんです。大臣は九月六日には間違いないか、このように言われているわけであつて、ですから、今お伺いさせていただいたのは、国債をさらに増発してその分で特殊法人の救済に当たられるのかどうか、そこら辺のことだけははっきりさせておいていただきたいんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) ごもつともなお尋ねだと思ひます。

国債であれ何であれ、これから新しい借金を政府関係機関になるべく生じさせないということが大事でございますが、今御議論の対象になっておりますのは既に借金が生じておる幾つかの機関についてでございますから、生じてしまった借金についてはどうかしなければならぬという問題、これはいつのときにか必ず出てくるわけござい

まいしょう。経営體質を改善してそれをなくしていくことができればよろしゅうございますけれども。

したがつて、私が申しましたことをもう少し普通の言葉で申せば、将来、財政再建をして、本当に隠れ借金とかなんとかいふものを全部洗い出してその処理をするというのが財政再建の終局の姿だと思ひますが、そのときにはそろそろあちこちから出てくるだろうということは、もう既に生じておるものについては想像ができるわけであつて、それをどうするかということは長くない先の問題でございます。

したがつて、今私が、なるべく当面借金というものを、国債というものを減らしていきたいと思ひますのは、今生じようとする債務についてなるべくふやしたくないと言つておることでございまして、既に生じておる債務あるいは回復できないような債務についてどうするかといふことは、財政再建上、極めて深刻な将来の問題だと思ひます。

○櫻井充君 済みません、その借金をつくった責任はだれになるんですか。その責任は追及されなくていいんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その責任は、第一義的には政府にあると申し上げるべきでありましよう。

もとより、国会においていろんな観点からそのような予算を御承認いただいたことは事実であるけれども、しかし、そういう予算を提案したのは政府でございますから、第一義的には政府の責任と考えなければなりません。

○櫻井充君 そうしますと、その関西空港に關しても政府の責任ということになるわけですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) 関西空港が将来収支償うであろうと考えて政府がこれについて金を出すということであれば、それは、そういう見通しの誤りといふことにならざるを得ないし、本四架橋については、これがやがてもうかるであろうと考えて金を出したとすれば、それは多分間違ひであ

りますけれども、しかし、その上でなお本四架橋が必要であつたかといふようなことは議論の生ずるところであらうと。広い意味での責任といひのはそういう意味でございます。

○櫻井充君 そうではなくて、現在ある借金をどうにかしなきゃいけないからと、できてしまったものに對してどう処理するかといふことを先ほど大臣はおっしゃっていったんじゃないですか。

ですから、今できてしまった借金の責任はだれにあるのかとお伺ひしたときに、政府にあるんだと宮澤さんお答えになったじゃないですか、今、ですから、関西空港に今でさ上がつっている借金は政府の責任なんですねと私はお伺ひしているんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) もとより、国は金を出したということについての責任はございまして。それで本当は私はお答えをやめた方がいひんだと思うんで、しかしそれを知らながら、なお空港をつくった方がいひかどうかという判断は、これはあるんだと思ひますけれども、それは余計なことかも知れません。

○櫻井充君 なぜこんなことにこだわつて、こんなことといひるか、非常に重要な問題であつて、正直申し上げておきますと、これだけの借金を抱えて、返すのは我々の世代なんです。我々以降の世代がこの借金を返さなきゃいけないんです。余計な借金をこれ以上つくつてはしくいんです。これは我々四十代以下の当然の声です。ですから、国債なんかもうこれ以上出さないでくださいといひは我々のお願ひです。

今回、補正予算を組みました。補正予算を組んで株はどうなつたでしょう。株価百円以上下がつていますよ。一体何なのか。こんな補正予算を組んだつてしょうがないといふことじゃないですか。その前日です。森さんの、我々が出した内閣の不信任案が否決されました。それで百何円また株が下がつていますよ。結果的に、今のやり方をしていたらこの国はよくならないといふ市場の判断だと思ひます。これは市場だけではないです

よ、今、株投資しているのは世界の国ですから。世界の国々からそういう声が上がっているんじゃないですか。いかがでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) 一概にそういう議論は間違いだと思いませんけれども、それならば、将来の方々、関西空港は要らない、明石架橋も要らない、本四架橋も何も要らない、先輩はつまらないことをしてくれたという議論になると、また違う考えもあると思います。

○櫻井充君 納得できる部分とできない部分があると思います。

要するに、その見積もりが正しかったか正しくなかったかだと思いますよ。つまりは、最初から工事費がこのぐらいになりますと言われて、あの工事費が一・五倍ぐらいになったかと思っています。そして今度は、発着回数がどの程度だったかといいますが、発着回数が七割ぐらいだったかと思いますが、たしか三割ぐらい減っていたかと思いますが、ちょっとこの数字は定かではありませんが、少なくとも工事費は上乗せされていて、そして離着陸の回数は減っているわけです。

最初からそういうふうに見積もりが低くて、なおかつ今度は、じゃなせ二期工事までやらなきゃいけないんですか。そして、中部もつくらなきゃいけないんですか、神戸もつくらなきゃいけないんですか。今度成田に二つ目の滑走路ができるじゃないですか。アジアで言えば、韓国のところに新しい国際空港ができるんであって、本当にそういうことを考えた上で二期工事が必要なのかどうかという議論さなされないで、先ほどの税金を投入すべきだというお話をされていました。そして、四国と橋で結ぶのは確かに大事だと思えますが、本当に三本必要だったんですか。三カ所も必要だったんでしょうか。まず需要を見ながら一つ一つつくってから考えていくというやり方だっただけじゃないんですか。それを何が何でもやらなければいけなかったか。

そしてもう一つ、宮澤さん、財投改革の際におっしゃってありましたけれども、肥大化した財

投資金があったがゆえに、むだな事業をやったことは否定しないとおっしゃったじゃないですか。そういうことを今になって、こうやって借金をつくってきたから今度は税金を投入して穴埋めしなきゃいけない、その理論は成り立たないんじゃないですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ですから、一般論としてはなかなか言いにくいところであって、関西空港についてもあるいは何々架橋についても、東京にも何かございましてけれども、いいかげんな見積もりをした、だから損になっちゃったと。ちゃんと見積もりをすれば、それがわかっていればつくらなきゃよかったと。そうですか。

○櫻井充君 つくらなければよかったというよりも、例えばその年数をこんな短い期間で本当にくらなければいけなかったのかということ、それからもう一つは、なぜ有償資金を用いなきゃいけなかったかということです。本来であれば無償資金でもよかったはずですが、その有利子があるからこそもた苦しんでいることも事実じゃないですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 税金でやれとおっしゃるならば、まあ日本の経済の将来をどう考えるかにもよりますが、日本の経済がなお発展していくというふうに見える限り、将来の国民のことも考えて、借入金で仕事をすることにも決して、必ずあつてはならないということにはなかなかならないのではございませんか。

○櫻井充君 昔は資金が少なかった、だからその財投資金を使っているんなものを、社会のインフラ整備をする、これはよかったと思います。決してそれがだめだと言っているわけではありませ

ん。しかし、いつまでもずっと同じことを繰り返していいのかどうかという議論だと思えます。そして、その続けていってよかったことに対して、もっと早くにやめるか、そのやり方を変えるか、なぜしなかったのか。すべてが先送りされてきて、結果的にはこれだけいろんな問題が出てきて、それからやり直しをしましょうということ

じゃないですか。

宮澤さんは、不良債権のことだつて十年以上前から気がついていたらとおっしゃった。これは本会議場で話をされておりました。そのときになぜ処理をしてくださらなかったんですか。あのときに宮澤さんはその処理をできる立場にあつたはずなんです。そして十年以上、いまだに不良債権の処理が終わっていません。それで今また銀行が苦しんできています。ですから、そういう先送り先送りしてきたこと自体に問題があるんじゃないかと私は思っていますけれども、いかがでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは一概に否定いたしません。日本の財政あるいは経済がずっと一九八五年ぐらいまで伸び続けてきた、もう少し後までですが、それが急にこういう形になったということから、今、櫻井委員がまさしくおっしゃるような問題が露呈してきたわけでございます。そして、いまだになお財政再建の見通しが立たないわけですから、おっしゃいますように、いつリカバーできるのかねということについて、こうやってなかなかお答えもできない。経済、財政がこういう大きな変革に入ってしまったということを見通せなかったことは、それは問題なく政府の責任だと私も思うんです。

思いですが、その上で申し上げることでありますが、やがて日本の経済というものをもう一度きちんと立て直して立派な財政にして、そして借金では何にもできないといったような情けないことではないようなことにしなければいけないというのは、これは将来の私の決心だし、それは可能だと思つていきますけれども、しかしそれは、今までのこと、このところの弁明にはならないとおっしゃれば、その責任は認めなければなりません。

○櫻井充君 わかりました。もうちょっと先のことを考えたときに、だつたら、なるだけ早くこの特殊法人すべての情報公開をさせていただきたいと思つています。

つまり、銀行の不良債権の処理だつて、その評価方法が変わつたからまたふえたんだというお話

をされてきていますけれども、日本のすべてのことについてのディスクロージャーの制度というのは非常にあいまいだし、それから不透明な部分が多過ぎると思うんです。本当に、銀行が終わりました、第三セクターの問題が今度は出てきました、今度はまた特殊法人が出てきました、次から次に出てくるわけです。本来恐らくこれはわかつていたことだと思つてますよ。

ですから、そういうわかつていたことを、この問題が終わつてから一遍に出したら大変だからというところとかどうかかわりませんが、とにかく隠し通せるところまではずつと隠しておきましよう、その間に何とか繕いましよう。結局、繕い切れなくなつたら全部出てくるわけです。林野庁の問題にしたつて、三兆何千億入れたかと思つてくれども、あれだつてあやうやパンスクしな

きや出てこないわけでしょう。国鉄の処理だつてそれと全く同じじゃないですか。そうやって、先ほど大臣がおっしゃっていましたけれども、隠れ借金が露呈し始めてとおっしゃっていました。あと隠れ借金が幾らあるのか、そのことがわからないことも僕らにとつては不満なわけですよ。

ですから、こういう発言をされたとするのであれば、特殊法人をこの際思い切つて、よからうが悪かろうが全部情報を公開されたらいいかです。そうじゃなければ先に進まないんじゃないですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず、そのいわゆる隠れ借金といつたようなものは、これはいづれの事情にせよ国会に申し上げなければもたよりないこと、それはもとよりそういういたさなければなりません。ただそれは、不良債権、不良債務ということと必ずしも一緒ではないということ、これは申し上げなければなりません。本来、不良債権というものは、初めは不良でなかったはずのものが不良になるわけでございますから、そういう意味で申しまして、今ある借金はすべて見通しのないいかげんな借金だとは、これは言えない。しか

し、隠れ借金というものは、そう言われる限りでこれは国会に報告をしなければならぬことはもとよりと思います。

○櫻井充君 ちよつとわかつたようなわからないような説明を今されたんですけれども、果たして本当にその当時不良債権にならないと思つてやつていたのかどうかというのは、わからないところはいっぱいあると思いますけれども、途中からこの借金を隠すために、こういう資本の移動を考えなきゃいけないとかいふ手だてをやつてきているわけですよ。

もう一つ言えば、例えば熊谷組が債権放棄を要請しているわけですよ。新生銀行はどうしているかというと、新生銀行はメインバンクの住友が買えと言っているわけなんですけれども、住友が買わざるを得ないんですよ、今。これだつて、不良債権だと最初からわかつていふものを買っているわけじゃないですか。違いますか。

○国務大臣(相沢英之君) 熊谷組の債権処理については今なお検討が行われている段階と承知しておりますけれども、今お話のごさいました点についても今なおそういうような話が行われているということでありまして、確かにそのような方向になつたというふうには承知しております。

○櫻井充君 要するにどういふことなんでしょうか。ならないということですか、なるということですか。まだわからないということですか。

○国務大臣(相沢英之君) これは既に公的管理を離れて誕生した新生銀行の業務としての債権処理の問題でありますから一々私どもの方から指図をするということではないと思いますが、いずれにいたしましてもその債権処理に関して我々は関心を持っております。ただし、その債権処理がどのような形で今進んでいるかという詳細なことについてはまだ承知をいたしていません。

○櫻井充君 指図をする立場にない、それはおかしいんじゃないですか。中小企業の貸出枠を二兆九千億にしないとか、そういう指示をしているじゃないですか。違いますか。

○国務大臣(相沢英之君) それは、公的資金を投入したところの都市銀行に対して、中小企業に対する融資の枠をこの程度ひとつ確保してもらいたいということを言っておりますが、それは全体としての話でありまして、具体的に各銀行がどのような企業に対してどういふふうな処理をするかということについては、一々これを指図しているわけではないということをお願いしたのであります。

○櫻井充君 全体と言いますが、個別行当たり中小企業の貸出枠は幾らというふうな設定していると思ひます。そうじゃないですか。

それからもう一つは、不良債権をふやすようなことを起こそうとしている、それでもなおかつ税金を投入した銀行が、公的資金を注入した銀行がみずからの不良債権をふやそうとする行為をしているわけですよ。それをとめる権限は行政側には全くないんですか。我々国民は、我々国民が払った税金を注入した銀行がそういうことをやろうとしているのに対して何にも言えないんですか。

○国務大臣(相沢英之君) これはあなたも御理解いただけたと思うのでありますけれども、個々の銀行についてのそういう処理について一々そうすべきだこうすべきだというふうなことを、これは監督的な立場にある金融庁としても言うべきことではない。ただし、今あなたがおっしゃるようなことをしているんじゃないかということにつきましては、そうじゃないのです。

それはそもそも、そのような債権の一部を放棄することによつて企業が立ち直る、そしてまたそのことによつてその企業に対する残りの債権についての回収も容易になるというふうな、そういう判断ができる場合において各銀行の判断においてやっているわけでありまして、あなたのおっしゃるように直ちに、債権放棄することが損失をふやすことになるんだ、それを黙つて見ていていいのかと、こういう問題になるわけじゃないと、この

ように思っています。

○櫻井充君 私は、債権放棄のことを言っているんじゃないで、債権を買ひ取つていふと言っているんですよ。全然違うじゃないですか。住友が買ひ取れと言っているじゃないですか。

○国務大臣(相沢英之君) それは、住友銀行と新生銀行との話し合いのもとにそういつたような債権についての処理が行われているという話は聞いておりますけれども、詳細は存じておりませんし、またそのことに關して一々こちらの方から申し上げるものではないということをお願いしたのであります。

○櫻井充君 仮に、そういう行為をもしアメリカの銀行がやつたら、もしアメリカで公的資金が注入されていふことが行われて、アメリカの当局は全く何も口出ししないんでしょうか。アメリカは銀行の格付を行つています。CRAのところで四つのランクに分けていふわけですよ。そして、支店を出すときに、あなたの方のところがこういう不備があるから支店を出すことはできないとかいふような注文がついてくるわけであつて、物すごく制限されている中で、ただし、彼らは自由によつていふふうになつていふますけれども、日本ほど、これほどあまいではないはずですよ。

日本の行政側の方だつて、銀行がどうならなければいけないのかということとはつきりわかっているわけですから、ですからそれに向けてどうしていきなさいというのを指示することはできるんじゃないですか。

もう一つ、なぜ金融再生委員会というのは来年の三月でなくなつてしまふんですか。その間にきちんとした処理をするという約束だったんじゃないですか。それが全然進んでいないからこそ、この間もそういう話になりましたけれども、そういうことがあるから今話をさせてもらつていふんですが。

○国務大臣(相沢英之君) これは御案内のように、一昨年のいわゆる金融特会におきまして金融

に關する二法を審議し、そしてそれは与野党の言ふなれば話し合いのもとに成立した法律によつてそのことが定められているわけでありまして、それに対して私の方から今とやかく申し上げる立場にはないと思ひます。

なお、再生委員会は三月までではなく、来年の一月五日まででございます。

○櫻井充君 済みません、勉強不足で。一月五日であれば、もつと早いということだと思ひますけれども。

そしてもう一つ、そうやつて不良債権を買ひ取ることとは自由かもしれませんけれども、今その不良債権の処理をできるだけの銀行は体力があるんですか、余力があるんですか。どう判断されていふますか。

○国務大臣(相沢英之君) ちよつと御質問のあれがはつきりいたしません、それは住友銀行がと、こういう意味ですか。

○櫻井充君 住友銀行でも結構です、それから大手十五行でも結構でございますし、銀行自体がこれから不良債権の処理をまた進めていくことができるのかどうか。

つまり、今不良債権の処理に充てているものは何かといふと、株の含み益であつたり株式の売買を充てているわけですよ。今、株価がこれだけ下落している中で、果たして含み益がどれだけあつて、株の売買によつてどれだけ利益が得られるかです。不良債権というものが少なくないばなるほどいいはずなのに、そのようなものを買い取つて処理できる体力があるとお考えですか。

○国務大臣(相沢英之君) 銀行として健全な運営をするということについては、これはバブル崩壊の影響が大いいわけでありまして、問題があつたればこそ、皆さん御案内のような公的資本の注入その他、通常においては考えられないような財政的な援助も行つてきたわけでありまして、そういうような処置によつて、銀行の運営についても従来よりも当然健全性が確保されてきたと思ひますし、また不良債権の処理も御案内のように相当進んで

まいりました。私は、その峠を越したんじゃないかというふうには思っております。それから先の問題は、各銀行がそれを十分自分のところの経営の問題として御判断なさってやっていることでありますから、その一々の行動について私の方から指図するものはないかと思ひますし、またそういう立場にはないと思ひます。

○櫻井充君 今、峠を越したとおっしゃっております。それからもう一つは、考えられないような財政措置をとられたと今おっしゃっていましたが、峠を越して、考えられない財政措置をこれまで行ってきたとすれば、もう二度とこの先、考えられないような財政措置はとらないということですね。

○国務大臣(相沢英之君) 先のことがよくわからないのが世の中だという気がいたしますが、しかし、いずれにいたしましても、七十兆円もの公的資金、これは必ずしも税金じゃありませんけれども、それも投入をして金融機関の再生を図る、健全化を図るというようなことは今後あつてはならぬと思ひますし、そうならないように努力をしなければならぬと思ひます。

○櫻井充君 ならないような方向のことをやっているから言っているんじゃないんですか。

それからもう一つ、将来のことが見渡せないで、なぜ峠を越したと言ふんですか。

○国務大臣(相沢英之君) それは、今後十年、二十年先のことを申し上げているんじゃないんで、少なくともバブル崩壊後における金融機関の経営状況というのを見ますと、今私が申し上げましたように、不良債権の処理については相当なテンポでこれが進んでおりますし、それはあなたも十分御承知と思ひますけれども、当時の状況に比べれば、経営の安定性というのははるかに増している、不良債権の処理に関しても峠を越しているというふうには思っておりますが、あなたもそう考えんじゃないかと思ひます。

○櫻井充君 私はそう考えておりません。ですから質問させていただいているんであつて、不良債

権の処理がこれだけどんどん進んでいるのは、今までグレイゾーンで要注意先と言われているところがまた破綻し始めているからです。ですから、当初の予定よりも一・五倍とも一・八倍とも言われる不良債権の処理をしなきゃいけない現状に追い詰められているわけです。

そして、じゃ、額はどうなっているのか。この間金融特で質問させていただきましてけれども、九八年度末と九九年度末三ヶ月決算でむしろふえていた。そして、それは評価方法が違うからだとおっしゃいますけれども、それは評価方法が今まで甘かっただけの話であつて、結果的にはほとんど減っていない。だからこうやって申しているんです。その額が本当に減っているんですか、そしてこのベースでいいんですか。そうお考えなんですか。

○政務次官(宮本二三君) 確かに不良債権、非常に大きな問題で依然としてあるわけでございますけれども、金融当局、それからまた金融機関それぞれが大変な努力をしております、いわゆる不良債権といふますかりリスク管理債権、相当縮小をしております。

不良債権の処理でございますけれども、この八年間を見ますと、累積六十六兆円といふますか、かなりの額に達しておりますし、またそれもほとんどが直接償却という形でなされておりました、もちろん一部引き当ての増という形で処理されているものもございます。そういう形でございますけれども、先生今御指摘されましたように、十二年の三ヶ月期のリスク債権、これが四十一兆円ぐらいてございまして、これも前年に比べますと確かに少しふえたというふうな評価はございますけれども、これは今先生もおっしゃられましたように、地方銀行あるいは第二地銀等における審査といふますか、評価といふますか、それをアメリカのSEC並みに非常に厳しくやってもらうというふうな制度の改正といふますか、そういうこと

が影響しております、もしそれを考えなければ、むしろ二・四兆円ぐらいの減少になつてい

ということも確かでございます。

また、数字が最近発表されましたけれども、この九月期においてもやはり改善の跡は見えております、これは大手十六行だけでございますけれども、この九月末のリスク管理債権額でございますが、これはこの三ヶ月期に比べまして、もちろんふえた銀行もございまして、全体で見ますと、三月末の十七兆三千四百億、これから六千億ほど減少いたしました、この九月期には十六兆七千四百億というふうになつていふのも事実でございます。そういう形で非常に努力をしております、おまして、それなりに成果は進んでいると思ひます。

ただ、最初にも申しましたように、やはり経済の実態あるいは株価の下落、さらにまた地価の下落といったようなこともございまして、正直言いまして、抱えている不良債権額というものの減少は非常に難しいということも事実でございます。

○櫻井充君 話は長かったです、要するに峠を越えていない、まだなかなか厳しい状況にあるという話じゃないんですか、私はそう理解しましたけれども。

それでは、先ほど申しましたとおり、その不良債権の処理をするに当たつて何が大事かという、銀行が持つていふ株式の含み益です。株式市場でTOPIXがどの程度の値であれば大手の銀行が含み益を得るといふふうには判断されてい

○政府参考人(高木祥吉君) お答え申し上げます。

株価の水準とその含み益の関係でございますが、その中身につきましては、個々の金融機関がどういふものを持つていふか、ポートフォリオにもよりますし、あるいはさらにいろんな売買も繰り返してありますので、一概にどの水準であれば含み益がなくなるということは言えないことを御理解いただきたいと思います。

○櫻井充君 おおのじやなくて結構です。平均

どうですか。一般論でも結構です。理論的にどうですか。

○政府参考人(高木祥吉君) お答え申し上げます。

今申し上げたような事情で理論値等をはじくのは大変難しいということでございますが、この九月期の手十六行の株式の含み益は約二兆三千億という状況でございます。

○櫻井充君 そうしますと、幾らだつたらゼロになるのか、もしくは、TOPIXが前回どのぐらいの値で、それからどの程度下がつて、例えば森さんが総理になられてから六ヶ月で、TOPIXではわかりませんが、日経平均は六千円ぐら下がっているわけですが、そのぐら下がつて、では含み益ほどの程度下がっているんですか。

○政府参考人(高木祥吉君) 最初に申し上げますが、いずれにしても、TOPIXが動こうと日経二二五が動こうと、それぞれ構成が違ひますから、必ずしもその動きによつて含み益がどうこうということは言えないということでありまして、ただ、現実に実績として挙がつていふ数字を申し上げますと、平成十二年三ヶ月の主要行の決算で見ますと、有価証券の含み益が約七兆六千億でございます。先ほど申し上げましたように、九月期の決算では約二兆三千億ということでございます。

○櫻井充君 つまり、株が下がればこれだけ大きな影響を受けるんだろと思ひます。

そういう意味で、また大蔵大臣にお伺ひしたいんですけれども、これは整合性があるかどうか、わかりませんが、これは私が調べた範囲では、内閣不信任案が否決されて日経平均が百二十三円下がつて、TOPIXは二一ポイント下がりました。衆議院で補正予算が通過したときに、日経平均が百七円下がつてことしの最安値を更新しました。一万四千三百一円です。TOPIXも一一・五五ポイント下がつて一三四六ポイントとなつてい

すけれども、それでは、宮澤さんのところの派閥の長が今回ああいう形で不信任案に賛成しようかとおっしゃったときに、お答えしにくいかもしれないけれども、宮澤大蔵大臣としてなぜ加藤さ

がございまして、私は本来、今回の補正というものは、経済回復の様子から見て、前回、前々回ほど大きなものは要らないと前から申し上げてもおりまして、考えてもおりました。パトンタツチが民需にうまくいくと、企業活動の方はうまくいきましたが、四一六まで見ていまして、どうも家計、雇用というのは思ったほどいい。あ

○櫻井充君 どうも今のお話をお伺いしている

○政府参考人(團安明君) お答えいたします。
平成十二年度の一般会計の補正予算に計上して
おります電気通信格差是正事業等の必要な経費で
いただきますと思います。

でございますが、総額三百三十三億円でござい

項目別の内容でございますけれども、まずIT、情報通信技術の特別対策の推進のために、一つは、地方公共団体等が施行します地域生活情報通信基盤高度化施設の整備というものにつきまして一部補助を行うという事業でございます。具体的には、光ファイバー等を使用しました新世代地域ケーブルテレビの施設整備事業、これに八十四億円でございます。

もう一点は、民間団体が行うデジタル加入者線の導入促進基盤整備事業の事業費への補助でございますが、これは具体的にはDSLの導入促進基盤整備事業ということでございまして、十八億五千万円でございます。

次に、教育・青少年・科学技術等特別対策の推進のための事業でございますが、これも地方公共団体等が施行する先進的な情報通信基盤整備等の一部補助ということでございまして、具体的に、一部ソフトも含めました先進的な情報通信システムモデル都市構築事業としまして一億五千万円でございます。

三つ目の分類になりますけれども、IT関連の特別対策の推進を図るために、これも地方公共団体等が施行します地域生活情報通信基盤高度化施設の整備というのに対して一部補助でございます。具体的には、地方自治体等が地域にイントラネットを整備するという整備事業のための補助等、こういう分類のものが二百二十九億円、以上でございます。

○櫻井充君 済みません、これはどちらの地方公共団体で使うかも決まっていますものですか。そして、その地方公共団体ではどういうものに使うとしていたのか、もうこれは決まっていることですか。

○政府参考人(團宏明君) お答えいたします。これは確定しているわけではございません。補正予算ができましたので、一応の需要等は聞いておりますけれども、具体的にはこれから確定して

いくというものでございます。

○櫻井充君 逆だと思っております。要するに、地方公共団体に何をしますかということ、どこがどれぐらい必要ですかということから聞くんですよ。おかしくないですか。補正予算というのは本来は、緊急性を要するもの、そのために補正予算があるんじゃないでしょうか。つまり、こういうものは来年度に回してもよかったはずなんです。こういう事業をやりたいよ、さあ、じゃ皆さん地域でどのぐらいお金を必要としますか、どういう事業をやるからどのぐらいお金が必要ですかということも上げてもらって、その上で組めばいいものなんです。それをこ

うやって最初に予算ありきで、そしてまたばらばらまいていくわけですか。こういうものに対して果たして本当に予算を組まなきゃいけないのかどうかです。

私はこの間、平成十年度の決算委員会の際に、交通バリアフリー対策費として平成十年度五十億円の予算が計上されておりましたが、その年、運輸省は一円も使っておりません、これはなぜかと聞きまして、補正予算だったからだというような答弁もございました。しかし、本来であれば、そういうものはどこに使うのかということ

をきちんと示した上で、むしろ一般予算の方で、通常の予算の方で出してくるべきものじゃないか。ここで何カ月間も早く出したところで私は大きく変わらないと思います。なぜなら、くだいようですけれども、何に使うかは決まってい

ないからです。こういうものの私は積み重ねだと思っております。大蔵大臣、これでも補正予算は必要だったのでしょうか。

○政府参考人(團宏明君) お答えいたします。その前に、具体的な確定をしていなかったではないかというお話でございますが、これは例えば地域イントラ事業などにつきましても、過去の予算においても予算をとっておりまして、実行して

○櫻井充君 過去のことなんか聞いていません。

○政府参考人(團宏明君) 今回につきましては、おおよその事業につきましてはいろいろ希望を聞いてやっております、この程度の事業は必ず実施できるといふくらみのもとに要求しているものでござい

ます。○櫻井充君 この程度のものくらゐのものとやれるとかやれないとかじゃないんですか。今これだけお金がない時期に、きちんとしたもの

が上がつてきて、どういう事業内容だから、じゃこれにお金を出しましょうという、そういう時代じゃないでしょうか。私はそう思います。

大蔵大臣いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府の将来に向けての新経済対策でもそういう決定を基本的にしており

ますし、場合によつて今のよう部分があるかもしれないけれども、仕事そのものは繰り越すことが認められておりますから、それは早く始めることが大事だということはあることだと思

います。

○櫻井充君 しかし、補正で本当にやることでしょ

うか。四月なら四月に予算がつくわけであつて、そうだとすれば、このようなことをこれからまた地方自治体に聞いて歩くわけであつて、そんな必要はなかつたんじゃないだろうか、私はそう

思います。

済みません、時間がなくなつたので、ちよつとあと二、三お伺いしたいことがあります。

財投機関にこれから税金を、どれだけつくかわかりませんが、税金をつぎ込むことになるんで

しょう。その一方で、庶民の楽しみでありますアルコールとかそういうものに今度課税することになつて、発泡酒でしよう、特に。それからワイン

なんか値上がりすることになるんだろうと思ひますけれども、なぜこの税率の変更が必要なのか、その点について教えていただきたいと思ひ

それはそれでも、一缶で税金にして四十円も安いということでは、やっぱり愛好家からいえばそれはいいことだねというような議論をしておるわけですね、でも、どうも二千億円ぐらゐ税金がつまりそれで変わってくるというものですから、この際申しわけないが、どこから税金をいただけるかとすれば、そういうところが比較的罪のないところかなという議論を今いたしておるところでございます。

○櫻井充君 罪がないって、こんな罪なことないじゃないですか。そして、そのお金をもし関西空港に二千億円なら二千億円つぎ込むようなことがあったら、こんなひどい話ないじゃないですか。庶民のわずかな楽しみをとって、そしてそんなふうでもいい、どうでもいいと言ったら怒られるかもしれないけれども、むだなといえますか、その見積もりが甘かった、そのために赤字を出しているようなところにつぎ込むようなことになってもらつては、これは庶民は黙っていないと思いますよ。私はそう思います。

そしてもう一つ、なぜ今になってアルコール度数一度につき幾らという形で税率を定めるんだという話になってきています。それでは、今までなぜ整合性のないやり方をしていたんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは、WTO、当時ガットですが、長いいきさつがありまして、御記憶でいらつしやると思いますが、ウイスキーの輸出イギリス、サッチャー女史あたりがしょっちゅう言っておったことでございます。ウイスキーとしようちゅうとこんなに税率が違うのは何だというような議論が長いことあって、結局、蒸留酒についてはやっぱりアルコール分で考えるしかないなど、WTOもそう言うわけです。ですから結果としては蒸留酒が上がりウイスキーが大変下がったということになったわけですね、けれども、あのときにアルコールでひとつやばり税率を定めようという、蒸留酒についてはそういう基本が決まった。これは大分前でございますけれども、それをだんだんさや寄せして今のところになつたわけでございますから、そうしますと、清酒の中でも三倍醸造とか何とかいう大変アルコールを投入している清酒がございますので、これなどは米だけでつくる清酒よりはむしろ蒸留酒に近い。そういうことから、やっぱりアルコールを基本にしてそういう部分も直してまいつたということでございます。

○櫻井充君 そうしますと、筋は筋で通さなきゃいけないということですよ、恐らく。そうしますと、株式に関して来年四月一日から申告分離課税一本にしますという約束をしていたわけですね。これも筋は筋というところで通されるわけですね。○国務大臣(相沢英之君) その件に関しましては、一昨年の税制改正の際に御案内のように有取税が廃止になりましたが、それと関連があるかどうかでありますけれども、いづれにいたしまして、選択制を廃止するということが一応決まつたわけでありまして。

その期限が来年の三月末ということになって四月一日からそれが始まるわけでありまして、しかし、その後における株価の推移等も勘案いたしまして、先ほどお話がございましたように株価は相対下がっていることがある。特にまた個人の投資家の市場離れという現象もございまして。いろいろと検討いたしますに、やはり源泉分離と申告分離の両制度を一本にするということについてはいろいろ問題がある。ほかの利子課税等との関係もございまして、やはり源泉分離課税をこの際残すべきではないかという議論をやっております。金融庁からも来年の税制改正に關しましてそのことの要望も出しているわけでございます。それは、一遍変えたことは何でも変えちゃならないということではなくて、やはり政策というのはその情勢に應じまして弾力的に考えてしかるべきものだと思つておるものであります。

○櫻井充君 先ほど株価の下落の原因はと言つたときに、株価の下落の原因は考えない、そうおつちやないですか。株価の下落の原因に關してどうですかと聞いたときに、株価の下落

の原因というのは追及しなくていいんだといううなお話もされておりました。しかし今度は、こういう話を出してくるときは株価の下落云々ということを持つてきたりとか。つまりは、もう一つ申し上げておきますけれども、これはいろんな団体から言われてきたから、都合が悪かつたら皆先送りしていくと構造改革は進まないという、これはまた一つ明らかになつたことなんじゃないだろうかというふうに思います。

お願いがとにかく本当にございまして、最初に申しましたけれども、借金がふえて払っていかなくさいけなくなるのは我々の世代以降なんです。その人たちの世代のために、なるだけ借金を多くつくらぬような努力をされていただきたい。その一つ一つをきちんと吟味した上で、本当に必要なものだけをやっていかなくさいけないということであれば、税金の使い方を皆さんも納得されると思ひますけれども、今の一番の不満は、税金がどういふふうに使われているのかわからないという点に庶民の本当の怒りがあるんだということを御理解いただきまして、私の質問を終わります。

○海野義孝君 公明党の海野でございます。先週末に、平成十二年度の補正予算、四兆七千八百億円が成立しまして、きょうはその関連法案の審議ということでございまして、これまでの議論の中でもいろいろありましたけれども、私は率直にいろいろと大蔵大臣にお聞きしたいと、こう思ふんです。

まず第一点は、景気の現状及び今年度の見通しについての御認識と、そして今回の補正予算の効果といった点について教えていただきたいと、こう思ふんです。

というところは、このところ景気の問題につきましては、先般、経済企画庁で今年度の実質GDP一%を一・五%というように政府見通しを変えられたわけでございますけれども、一方では、十一月の月例経済報告では、これまで一年余にわたつての言うなれば回復の見方からややトーンダウンしてきたということがあります。それから

また、経済関係の大臣等の新聞あるいは雑誌等の発言等を見ておられますと、どうも景気は今年下半期は昨年と同様に、一月から六月はかなり成長したけれども、後半マイナスになった。ことしもまた、七・九、十一・十二についてはマイナスになるんじゃないかというようなことを言われている。片や景気の見通しは、経済成長率は上がると言つておいて、最近またどうも厳しいぞといううなこと。折しも補正予算の審議さなか、あるいはその成立を控えていたといううがった見方もないではないけれども、私はそうは思わない。現実の経済は大変厳しいんじゃないかと私は思ふんです。

問題は、そういった中でいかにして国債の発行を抑え、そしてまた効果のある補正予算を組むかということが、今政府におかれての喫緊の問題だということである。苦慮された結果が今回のこういった補正予算の歳入歳出の中身になつてきたんじゃないかと、こういうふうに私は思ふんです。

率直なところ、当面というよりも今年度の景気の認識と、そして補正予算の効果も本年にあるかということ、過去においても第二次補正なんかを組んだ年もありましたけれども、確かにこのところ、一昨年の緊急経済対策においては、事業規模二十七兆円、補正予算の国債依存が十二兆三千億。昨年度の場合は、経済新生対策で事業規模十八兆円、そして補正予算の国債発行分が七兆六千億。今年度は、日本新生のための新発展政策で事業規模が十兆円、そして補正予算の国債発行が二兆円というように、確かに事業規模も縮小してきております。国債の発行も縮減されてきておるといふその努力の面が見られますけれども、なかなか経済効果というか、景気の面にはいま一つという感じが私は大変残念であると思つておるわけでありまして。

この点の景気の御認識と、今回の補正予算は大丈夫か、効果があるというように御判断になっているか、その辺いかがでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今のお尋ねでございます

すけれども、もう海野委員はお詳しいのでその点は詳しく申し上げる必要はございませんが、統計から申しますと、今年度がかなり高いところから、成長率と申しますか、一・一三月、前年度の終わりがいわばね上がったということがございまして、したがって、高いところからスタートいたしますので、ある意味で申しますと、最初にスタートが高いので、後の四半期の幾つかは余り高くない平均としては相当高い結果になるという、そういう統計上の問題が確かにございす。それが先ほど海野委員の言われました、最初はよかったが後になってどうなるのかなど。しかし、最後の一・三はどうなるのかという、従来のパターンでいいますと逆の問題もございすので、それで政府は一・五と考えておりましたが、統計上から見ると、一・五と考えても恐らく統計的な誤りはないのではないかとというのが経済企画庁の試算であると思ひます。

しかし、そのことは、おっしゃいましたようなパターンとして、年度後半はかなりだれてもそれだけの答えは出るといふことに非常につながりやすい、そういうことでございすから、したがって、統計的には悪くない、目標は達成した、むしろオーバーしたといふても、現実には後半の景気というのは、そういうふうな流れであるかどうかといふのは必ずしも一緒の話ではないという、そういうお尋ねでございす。そういうお尋ねでございまして、そのことは私も心配をしながらならぬ問題であると思ひます。

それに加えまして、むしろ私が思ひますのは、秋には民需がバトンタッチをしてくれると思ひました企業関連は、これはもう満足と言つていいほどよろしうございすけれども、それが雇用なり——雇用も統計的には決して、有効求人倍率もよくなつていふので決して統計的に悪いというわけではございませんが、もう一つ雇用元元気がないし、家計にはなお消費という形でそれが響いていふといふことで、バトンタッチの片方がどうして思つたほど盛り上がりがないといふことには

何か理由があるのかもしれない。従来の不況脱却のときと比べて、構造的な雇用についての変化が生まれておるかもしれない。これはわかりませんが、冬ボーナスあたりがどのくらいであろうか、ちよつとぐらゐプラスかといふ程度のことでございす。これは企業側の利益の状況とはかなり違う景色でございすから、その辺に雇用とか家計とかいふ問題があるのかもしれない。こういうふうな結局考えておられまして、補正をさせていただいたということでございす。

おっしゃいますように、補正の規模そのものは、過去二年におけるよりはかなり小さくなつてまいりましたし、また将来に向かつてのIT等の部分も含んでおります。それから、なかなしく中小企業金融対策に事業規模としては四兆五千億円充てておりますから、これが一兆の中の一兆五千億円でございますから、かなりそういう部分もありまして、悪くない補正の姿とせいでいふとおられるわけでございますが、これをやぱりしておかないと年度末の公需といふものは弱まるパターンになりそうでございますので、そういったし

そこで、長いこと申し上げましたが、どう考えているのかといふことにつきましては、統計的には何とかこまめでやってきておりますけれども、景気回復の力といふものは、民需の半分しか動いていないといふ意味で、決して強いとは申せない。それもやがてしかし回復してくるのかといふことになりまして、どうも七・九につきまして、七・九は統計のベースが変わりますのでちよつとそこは正確に申しかねますけれども、七・九で非常に民需なり雇用が改善してきたといふことは、どうでございすでしょうか、もう来月の最初の週ぐらいにはわかるわけですが、どうも七・九といふものの感じは、生きてみてそうでなかつたという感じがいたしております。

ですから、悪くなつてはおりませんけれども、回復の基調といふものは余り強いとは言えない、それは主として消費と雇用においてである、こういうふうな考えております。

○海野義孝君 私、今回の補正予算の内容的に見まして、いわゆる四つの大きな項目、つまり都市の基盤整備、それから少子高齢化対策、それから環境対策、それからITへの取り組みと、こういったまさに、今世紀はもう残り少なくなりまして、失われた十年と言われるような中で、大変喫緊に対応しなくてはならない諸問題について、金額は私は少ないと思ひます。

社会資本整備の中のこの四項目について見ますと、一兆四、五千億ぐらいの予算措置ですから、これは私はちよつと少ないんじゃないかと思ひますけれども、いづれにしても、これは言うなれば、平成十三年度に向かつての十五カ月の連続予算的な意味合いも含めて、単なる景気対策というよりも、国民に対して日本の将来の経済・産業のビジョン、そういったものがある程度予算措置を通じてはつきりさせたという面で私は大変多とするものだと思いますけれども、果たしてこれで効果があるかといふ点について、大臣はどのような御認識をお持ちでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 確かに今回の場合、今御座になりました四つの項目、事業規模でITが八千億円ぐらい、環境が六千億、高齢化五千億、都市基盤整備九千億等々、これは一つは、従来のいわゆる公共事業とそれから将来に向かつての環境整備、両にらみの予算をしたという感じのものでございす。したがって、今お述べになりました四つは、これは当然年度の予算につながつていくもののいわばその最初の部分と、こう一遍で済む話ではない最初の部分、こういう色彩が強まっております。

それでもしかし、事業が行われてまいりますから、それなりの景気浮揚の効果はある、加えまして、在来のもので、こういうことでございまして、この点からも過去二年間の補正予算とは違つた性格を持つております。それだけある意味で景気は回復してきたといふことでございまして、これを

を従来どおりの公共事業だけでぶちまけても、どういふ効果があつたかといふことも問題がございすから、両にらみの予算を組んでおるといふことでございす。

○海野義孝君 次に、補正予算の中身の中で歳入の点でございすけれども、今回の補正予算の中で、平成十二年度の歳入につきまして一兆二千三百六十億円の増収というように見通しを上方修正されたといふことでございす。これまで大体十月まで実績が出ていふかと思ひますけれども、この七カ月の累計でも結構ですけれども、その前年比の状況、例えば法人税とか所得税であるとか、こういう状況についての主な点。

それから、当初予算に比べて税収見積もりを一兆二千三百六十億円にさらに上方修正された。これはあくまでも予測でありますので、歳入の方は予算どおりにやつていくとなつた場合に、歳入の方の予測が狂つてくるとなるとちよつと頭が痛い問題なんですか、そういう上方修正された根拠といふか、その辺について関係の方から御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(尾原榮夫君) お答えいたします。十二年度、一兆二千四百億円の増額補正をさせていただきまして、これは、今回の補正予算の編成に当たりまして、これまでの課税実績あるいは大法人に対する聞き取り調査を行いました。また、最近の経済状況等を踏まえまして、個別税目ごとに合わせまして一兆二千四百億円の増収が見込まれるといふことになつたわけでございす。具体的にもう少し申し上げますと、法人税につきましては、企業収益が大変改善してございす。そういうことで約八千七百億円の増収を見込みました。

さらに、源泉所得税でございす。当初予算の見積もり時に比しまして、残業手当等の所定外給与が改善してまいつております。それから、企業収益がよくなつてまいりまして配当が戻つていふわけでございす。そういうことから、源泉所得税については五千二百億円の増収を見込んだ

わけでございます。

ただ、申告所得税でございますが、十一年度決算におきまして、土台の減少といましようか、いわば管理職の方、二千万円以上でございますと申告していただくわけでございますが、リストラが進んでいるということで、申告所得税関係では千五百億円余の減収を見込みました。

以上を通じて、今回一兆二千四百億円の増収を見込み、四十九兆八千九百五十億円というふうにさせていただいたわけでございます。適正な見積もりと考えております。

○海野義孝君 平成十二年度の当初予算の税収見積もりも、昨年に比べてプラスに転じる見通しを立てられ、今回の一兆二千億円の補正で上方修正された。前年に比べて合計約二兆円余の増収になるということで、言うなれば財政再建に向かつてのそういった面で、健全な経済の中に健全な財政が宿るという言葉もあるようにですけども、そういう意味からいって、経済の上向きという中でようやく税収の面でも水面上に出てきたかなということ、大変御同慶にたえない、こういう次第でございます。さらに、景気が今年度残された段階においてもプラスになっていったいただきたい。

ただ問題は、さつき大蔵大臣おっしゃったように、たしか年度スタートが〇・八八ぐらいのげたがありましたから、そういう面からいって、フラットないしちよぼちよぼで行っても一％ぐらいの成長になりますけれども、来年の三月末、つまり平成十三年度への発射台の段階でどうなるかということがやっぱり大事な問題でございます。

そういう意味からいっても、この補正予算の効果というものが最大に発揮されるように、それが国民にとっても消費の面においても、そういった補正予算の措置によって少し前向きに向かう、あるいはこの暮れのボーナス、あるいはまた来年度の定昇、あるいはまたそういった中で消費者の方々のマインド、こういったものがようやく上向きに転ずるという形が数字の上で出るということ

を期待します。

もう時間がありませんので、あと、剰余金の問題についてとか、あるいは企画庁の方々とかいろいろ御質問申し上げたい点もありましたけれども、大臣からの御答弁、あるいはまた主税局長からのお話で大體理解できますので、これで質問を終わりにしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 総括的に、これからの考え方、注意すべき点について御指摘いただきました、ありがとうございます。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸です。最初ちよつと申し上げなければならなくなつたんですが、先ほどの櫻井委員と大蔵大臣の議論の中で、森内閣不信任案をめぐつての問題で大蔵大臣は、加藤さんに同調できなかったのは、共産党と一緒に内閣を倒そうということだからだという答弁がありました。

ちよつとこの点について一言申し上げたいのですが、事の経緯はもう御承知のとおり、野党四党一致して森内閣不信任案を出そうということになつておつた。それに対して、加藤さんがそれに賛成するということを表明なさつたんですね。

我々は、当然、自民党であれ何であれ不信任案に賛成していただくということは大いに歓迎なんです。しかし、そのことと、加藤さんと野党四党が一緒になつてやっているとすることは別問題です。共産党初めどの党も、あの時点で加藤さんと一緒にやっているとやっていると事実はありませんでした。あのとき私も、志位書記局長、当時の志位書記局長ですが、談話を出しました。不信任案に賛成してもらう、それはそれとして、その後、加藤さんの政策あるいは政治姿勢、そういったものを我々は支持するものではないんだ、一緒にやることはないんだということもはっきり申し上げましたので、先ほどは、加藤さん、共産党と一緒にやるとおっしゃいましたけれども、この点については、そういう表現は正しくないということを申し上げておきたいと思ひます。

さて、本題に入ります。

この法案は、昨年度の剰余金一兆四百億余りを、財政法六条一項を適用しない、つまり償還財源として本来ならば五千億円余り入れないといかないのだけれども、それをやめなすという法案なわけですね。

その理由を、先ほどの説明にもありましたが、補正予算の編成に当たり国債の追加発行を抑制するためだといふふうに説明されました。これはちよつとおかしいのじゃないかと思うんです。何のために国債の追加発行を抑制するのかといえ、当然、財政をこれ以上悪くしないためだということだと思ふんです。

そうしますと、ちよつと考えればわかるんですけども、今度の措置は、補正の歳出枠は変えない。歳出枠を変えないで、借金返済をやめた分だけ新たな国債を発行しなくてよくなるんだ。それはそうなんです、変えない限りは新たな国債を発行しなくてよくなる。その説明はそうだけれども、しかし、それによつて財政の悪化を防げるのかというと、それはそうじゃないだろうと思うんです。

私はこれは、こういう表現が当たっているかどうか、朝三暮四の手法のように思ふんです。結局、当面を糊塗するものだ。例えて言えば、病人の顔色をよくするために酒を飲めといったような、そういったことになるんじゃないか。それをやれば病人はますます病気が悪化します。

今度の場合も、確かに今年度の補正では国債発行しないけれども、先送りですから、これでは本当に財政再建の方向を考慮したことにはならない。本当に財政再建を考慮するというのであれば、補正の規模の縮小、少なくとも国債に頼らない、本当に頼らないという方向に持っていくべきだと思ふんです。このことは私は本会議でも質問させていただいたんですけれども、改めて伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 最初の御発言の部分でございますけれども、私も気が進んで申し上げた

ことではございませんでしたので、速記録等におきましては、どうぞ委員長にお取り扱いを御一任いたしまして、私は異存ございません。

それから、次の部分でございますが、それだけ財政が苦しいということでございます。一言で朝三暮四とおっしゃいましたが、そうおっしゃつても、当たらずといへども遠からずという感じがいたします。

○池田幹幸君 いわゆる一般会計の剰余金については、六条でその処理のあり方が定められている。今回はそれを適用しないということなんですけれども、その一般会計はおきまして、特別会計を見ますとこの規模ははるかに一般会計より大きいんです。

この特別会計での剰余金の処理、これはどうなっているのかといふと、いろいろと事前に大蔵省からも説明いただいたんですけども、なかなかこれはそう簡単なりと理解できない、非常にあいまいな状態に置かれておると思ひます。

例えば、一般会計予算の規模は約八十五兆円です。それに対して、特別会計の歳出規模は合計で三百九十九兆円超。重複部分を控除しますと、合計二百八・八兆円ということと説明されております。そうしますと、当然その剰余金も一般会計と比較にならないほど多く出るわけなんです、実際出ております。にもかかわらず、その処理についてはそれぞれ個々の特別会計法によつてやるということになつておりますから、本当にその処理のやり方はばらばらなんです、統一されていないんです。

結局、一体どんなことになつていのかということについて非常に疑問を感じる数字、まずそのことについて伺いたいと思ふんですが、特別会計全体で、翌年度繰越額及び不用額、これは非常に多額に出ておりますが、ここの二、三年で結構です、額を説明してください。

○政府参考人(藤井秀人君) お答え申し上げます。十年度決算の数字で申し上げますと、歳出の不

用額全体で約十一兆円、それから、翌年度の繰り越し事業分といたしまして約六兆四千億円弱ということでございます。

○池田幹幸君 これらの不用額が何で発生したのかというその理由について、主な理由、非常に特別会計多いですから、少し典型的に示してちょっと説明いただけますか。

○政府参考人(藤井秀人君) お答え申し上げます。

御承知のとおり、特別会計全部で三十八ございます。今おっしゃいましたように、それぞれの設置目的によりまして広範な事業を実施しておりますので、なかなかこれを総括して申し上げるといふのは非常に難しいかと思ひます。そこで、今先生がおっしゃいましたように、ややこれをカテゴリー的に分けてその不用の発生要因等々について御説明をさせていただきますと思ひます。

まず、保険事業を行う特会、いろいろございす。これにつきましては、不測の保険事故に対処するための予備費を使用する、その必要性が結果的になかった、あるいは簡易生命保険特会等々におきまして、保険事故が少なかったということ、保険費を要することが小さかったということ、それが一つの不用の要因として挙げられると思ひます。

次に、整理区分会計、例えば国債整理基金特会等々でございますが、これにおきましては、国債利子等の支払いが予定より少なかったということ、利子及び割引料、これにつきまして結果的に不用が生じたというような類型がございます。

さらに、資金特別会計、例えば資金運用部特別会計等々ございますけれども、これにおきましては利率の改定というものがございす。その結果といたしまして、預託金利子の支払いを要することが少なかったというようなことがございす。おおむねこういう三つの類型で、それぞれの特会の不用の要因というものを分析できるのではないだろうかというふうに思っております。

○池田幹幸君 保険などは、ある意味でその不用

額がふえる、これはよくわかるんです。

しかし、その他の会計で毎年度ずつと続けて多額の不用額が出ています。先ほど説明いただいた十年度の数字がそうなんですけれども、これは平成元年からずっと見ましても、ほとんど十兆円、十二兆円というオーダーで不用額が出ていますね。

何でこんなことになるのか、当然その歳入歳出の関係も出てくるから、歳入が減った分だけ減ったのかと思つて見ても、歳入は毎年度見ても二兆円から三兆円程度しか減っていないんです、予算から実際に入つた歳入、税収額。ところが不用額は十兆円、十二兆円という形でどんどんふえておるんですね。だから、どうも単なる見通しの甘さということではないというふうに見えるんです。

一体、これだけの歳入が減つた分と、不用額がこれだけふえた分と、こんなに大きな差額が出てくるのは今の説明でどうしても私は理解できないんです。その辺についてはどうお考えですか。

○政府参考人(藤井秀人君) お答え申し上げます。

もとより、特別会計におきましても、国のいわば財政資金ということでございすから、予算編成におきましては、その適正な予算編成ということに努めておりますし、また一方で、執行におきましても、その執行の適正さというものを十分に考えているところでございす。

そこで、今先生おっしゃいましたように、十年度でいまして約十一兆円の不用が出ていますけれども、結果的に、先生御承知かと思ひますけれども、この十兆円といひますものはあくまでも歳出権の不用ということでございます。したがって、それぞれの特会におきまして歳入歳入のギャップたる剰余金というものがどうなるかという話とは、これはある意味で別次元の話でございます。

若干付言して申し上げますと、例えば貿易保険

特会のように、歳出の不用等々との見合いで特会におきましては借入金が一方向で減らされるか、あるいは特会によりましては歳入額の範囲内で支出をする、したがって歳入が減少すれば結果的に歳入は減少せざるを得ない、その部分が不用に立たざるを得ないというようなものもございす。したがって、歳出権の不用とそれぞれの特会の剰余金というのは、必ずしも一義的には連動しないということでございます。

ただ、話が初めに戻りまして恐縮でございますけれども、いずれにいたしましても、各年度の予算編成におきまして、特会におきましても歳入歳入それぞれ、見込まれる来年度の経済状況、あるいは支払い人員、あるいは支払い数量等々、適正にデータに基づきまして予算編成を行つて、それに努めているところでございす、なお今おっしゃいましたような実際問題として不用等々の問題もございすから、引き続きなお検討をさせていただきますというふうに思つております。

○池田幹幸君 歳入と歳入の差ですね、それが余りにも大き過ぎるということで私申し上げているので、最後になお検討とおっしゃつたのでそれでいいと思ふんですけれども、私も何も不用額が全部剰余金だと申し上げているわけじゃないんです。もちろん、先ほど言いましたように保険などは事故率の見通し等で大きく違つてきます。実際、地震保険なんというのは不用の方がいいわけですから、使うような事故がない方がいいわけですから、その辺はよく承知した上で伺つてのことなんです。しかしそれでも、この不用額が毎年非常に多額で、その不用率三六％、五〇％、四〇％、六〇％というふうなのが九年、六年、五年というふうなずつと毎年続いているというのは、これはやっぱりちょっと検討する必要があるんじゃないかと思ふんです。

しかも、その検討するときに統一した基準がないんです、最初に申し上げましたけれども。個々ばらばらの会計法に基づいてやっていますから、ね。だから、そういう基準もきちんとつくつた形でチェックする必要があるんじゃないか、ともかく一般会計だけ見ておつたんでは間尺に合わないんじゃないかと思ふんですけれども、これは大蔵大臣いかがでしょうか。

○政府参考人(藤井秀人君) 話がもとに戻つて恐縮でございますが、特別会計それぞれその存在理由といひますか、その趣旨、目的といひますものは特会によって若干異なっているわけでございます。そこで、今先生おっしゃいました具体的な各年度におきまします不用なりあるいは剰余金、その発生につきましては、典型的にそれぞれの処理方式というものが法律等によって決められているわけでございます。

先生既に御案内のとおり、例えば保険事業特会、これにつきましては翌年度以降の保険給付等の財源として積み立てをするというふうなことで、あるいは整理区分特会等々におきましては、国債の仮に不用等の剰余金が生ずるとすれば償還財源として翌年度歳入に組み入れられているということでございますので、なかなかこれを一義的に一つのメルクマールでもって基準立てをするというのは難しい状況でございます。

いずれにいたしましても、繰り返して恐縮でございますけれども、各年度の予算編成におきましては、今までの状況等々をにらみながらなお引き続き検討してまいりたいというふうに思つております。

○池田幹幸君 事前にいろいろと説明は受けたんです。結局、剰余金が多額にはつきりしない形なんです。十兆円、十一兆円あるんだけれども、それじゃどれだけが不用の中身なのかと聞いてももう一つはつきりしなかったもので伺つていますけれども、三百兆円上回るという規模なんです。結局、それぞれの特別会計法、それぞれの省庁に扱いを任せておくといい状態、これは将来も全体像がわからないまま推移していくということになるんだと思ふんです。そういう点では、いろいろ国民の目から見たら不透明なんです。

いろいろ説明なさいますけれども、結局、財政

再建が急務となっている今、こういう状態は改める、つまり、一般会計だけ見るんじゃないやなくて特別会計も見ていかなければいけないんじゃないか。そういつた点で、きょうは時間がありませんが、今後この問題は重視して取り上げていきたいと思っております。

もう一つどうしてもお尋ねしておきたい、酒税の問題について私も伺いたいと思うんです。

酒税問題は、新聞報道によりますと、来年度から、清酒、ワイン、それから発泡酒、これについて増税する、それとかなりの大幅な増税計画だと伝えられているんですけども、八八年以来、酒税については三回税制改正をしてきておりますが、そのときそのときの説明はあるんですけども、結果的にいいますと、いわゆる高級酒については税率を引き下げて、いわゆる大衆のお酒といえますか、国民の多く消費するような酒類については税率を引き上げるといような形になつてきたんじゃないかと私は見ております。

特にそういう状況がありましたので、私たちはこういう税制改定には反対してきたんですけども、今度の特に発泡酒の税金のあり方を見ますと、今までの大蔵省の説明からしても整合性のないものになっているんじゃないかというふうに思っています。

そこで、発泡酒の問題なんですけれども、これをビール並みにする、税率をビール並みにするということです。今度改めて説明を聞きますと、同種同等のものには同じ負担を求め、税率格差はこれ以上放置できないというふうに大蔵省主税局から説明を受けたんですが、そうしますと、大蔵大臣、発泡酒とビールが、先ほどの御説明でもよく理解できなかったんですが、同等同種だというふうに大蔵大臣自身も専門家の意見を聞いた上で判断されたんでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私も酒税の考え方の変遷につきましては今池田委員の言われるような感なきにあらずでございまして、古いことが頭ににあるものから、いわゆる上等な酒とそうでない

ものという気持ちがありまして、しょうちゅうとウイスキーが一緒になつちゃうみたいなことは、そうなりませんが、昔はそんな考え方はしておりませんでしたが、それから、清酒の中でもなるべくアルコールが入っていない方がいいんだらうと。そんなことを言っても、それは必ずしもすぐそうだといいことにもならない。

ですから、大衆のお酒という観念は、どうも今まで思つておつたのと違うようになってまいりました。そういうアルコール中心というのはそういうことに、ガツトのことであつてなつてまいりたんだと思ひます。それはそういう変遷があつたと申し上げるしかないのであらう思ひます。

今の発泡酒の話は、これはまたちよつと違う話だと思ひますので、長いことモルトの使用度等々で分けておりましたものが、技術革新等々のことでモルトを使わなくても同じようなものができちやつたというこの現実はどう対処するかということなんだろうと思ひます。同じものではないように私なんだから素人ですが、それは、それは、結局、方法は違ふけれども同じものができて

いると専門家は考えるのであらうと思ひます。そういうことで、世の中の御議論にもひとつ問うてみなさい、また国会の御議論もあるかもしれないが、今、試案として業界等々にもリアクションを聞いておるといのが現状のようでございます。

○政務次官(七条明君) 私の方からも今大臣が言われたことに對して補足説明をさせていただきます。酒税などのいわゆる消費課税につきましては、税制の中立性等から、同種同等のものについては同様の負担を求めると、こういうような物の考え方をいたしておるところでありますし、当然、今の発泡酒、今先生が申されました、あるいは大臣の方から技術革新というような話もありました。確かに、今の発泡酒につきましては、製造方法やあるいは品質から見してもビールに非常に

極めて似てきた。ただ、製造上、今の配合等々の関係から違ふといへば違ふのでありますけれども、似てきたことだけは事実でありますし、消費課税の基本的な考え方を踏まえて、ビールとの負担のバランスについて今問題意識が非常に出てきておりますから、それらを今後勉強しながら、いづれにいたしまして、来年度の政府税制調査会の御検討を踏まえながらこれらを検討してまいりたい、こういうふうにご考えておるところでございます。

○池田幹幸君 その検討の際なんです、今までもそうなんですけれども、大蔵省は、酒、ビールメーカー、ことはよく話をするんです。今回もビールメーカーには、これぐらい発泡酒増税したんだがどうだということ、その案をもう既に投げかけておられるようです。ところが、これは確かに直接税金を納める納税義務者は酒メーカーでしようが、負担するのは国民なんです、税を負担するのは。その国民の声はどうやって吸い上げていくんですかと伺つたら、やつていないんです。じゃ一体国民の声はどうなんだといひますね。あれほど酒つくる方とかあるいは専門家の方々は同種同種だと言つけれども、国民はとも

これは同種同種とは見ていないんです。あるアンケートによりますと、ビールと比べて発泡酒がおいしいという方、これは八%なんです。それは思われないという方が五四%なんです。これはやつぱり発泡酒とビールは違ふんだというこの一つのアンケート調査の証明だと思ひます。

これは結局、発泡酒の場合には、今の発泡酒は麦芽が二五%未満ということのようです。そういうことから違ひが出てきているんでしやうけれども、しかしメーカーの努力によつて、大蔵大臣がおつちやつたように、飲んだだけではなかなかわからぬ。私もこれを質問するに当たつてちよつと飲み比べてみました。確かに一口目ははつきりわかります。その後はだんだん酔つぱらつてくるとわからないかもしれないけれども、やつぱり違

うんです。消費者は、ビールとは違ふんだ、価格が安いし、そういうことを承知して発泡酒を飲んでるんですよ。

ところが、それをいきなり増税で値段を上げられるということになると、これはとてもじゃないけれどもたまつたものじゃない。少なくとも、検討とおつちやつた、それならば消費者に意見を聞くべきですよ、パブリックコメントを求めるべきですよ。消費者の団体もあります。個人からも集めることができます。そういうことをやらなければいけないんじゃないでしょうか。

特に、同種同種だということにおつちやるなら、それだけ自信があるなら堂々と消費者に聞いてみたらいかですか、どうでしょう。これは大蔵大臣どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 上げるといふことはやはり容易なことではありませんので、殊に今のよう、本当に同じものかといふようなこともございしますから、もう少しあちこちの御意見は聞いてみなければならぬと思つております。

○池田幹幸君 重ねて言うようですけれども、前回、前回というところ九六年ですけれども、税制改正されました。そのとき発泡酒を、五〇%から六七%ですか、その間と、五〇%から二五%、二五%未満と分けて税率を変えたんですけど、そのときに増税したわけなんですけれども、あのとき一番問題になったのは、麦芽六七%以上がビールだと言われていたのを、六五%ぐらいのやつをつくつてそれで安く販売したということがありまして、これはもう節税というよりも何か税逃れかといふふうなことがあつて、やつた面もありました。

しかし、それだけじゃなしに、発泡酒全体に増税をしたわけなんですけれども、そのときの説明が結局いろいろ論議がありまして、五〇%以上、これをビールと同じだと考えて同じ税率にするというふうにした際に、いろいろ質問を受けて、それじゃ今後もう少し時間がたつてうまいものが出てくると、五〇%未満でもビールだといふふう

今の金利で長い国債を発行しておいた方が発行者としては有利ではある。しかし、市場がそればかりを喜ぶというわけではございませんので、そこはやはり将来の負担も考えながら市場に摩擦のない国債の発行をしていかなければならないということは、どうもやむを得ない状況であると思っております。

○三重野栄子君 それでは、国債に関連してでございますが、郵政省の方からお答えをいただきたいと思いますが、郵便局での国債の販売についての問題でございます。

今月七日に発売されました国債に人気が大変集中いたしました。郵便局に購入を申し込んでいたにもかかわらず購入できない顧客が続出したとの報道がございました。私の方にもそういう苦情が参りまして、銀行の方にはまだあるみたいだけれども私はやっぱり郵便局がいいんだ、郵便局でなぜそんなに買えなかったのだという話もございまして、その資金が国債にシフトするということとは十分予測可能なことだったと思うんです。不足だという皆さんの御不満、そういう事態を発生させたことは残念に思うところでございます。

今後こうした事態を発生させないためには、あらかじめ的確な需要予測を行うことが必要であると考えられますけれども、例えば、銀行の分と郵政省の分、そんなことがあったんでしょうか、それがよくわかりませんが、今後の対応を含めまして郵政省の見解をお伺いいたします。

○政府参考人(野村卓君) お答えいたします。平成十二年度の郵便局窓口における国債販売の計画額は、先生お話しのように定額貯金の大量満期ということもございましたので、前年度の販売実績に比べまして約五倍の二兆五千億円ということとで予定しております。

先生御指摘の十一月の二年の利付国債につきましても、昨年の販売額は二百六十六億円だったんですけれども、ことは千五百三十億円ということ

とで五倍以上にふやして販売したわけでございますけれども、御案内のように大変人気がありまして即日完売という状況でございました。

その原因といたしましては、昨今非常に低金利の中でこの国債の金利が高かったということが一点でございます。二つ目は、先ほど先生何回も御指摘でございますけれども、定額貯金の満期、十一月期が大変多かったということが原因ではないかなと考えております。

そこで、今後の対策でございますけれども、十二月はまだ国債の発行条件等決まっておりますけれども、二月はまた国債の発行条件等決まっておりますけれども、我々の窓口で売った二年の利付国債の増額を考えておりまして、当初の予定は二千二十億を予定しておりましたけれども、それを大幅に増額する方向で現在検討中でございます。

以上でございます。

○三重野栄子君 国民が期待しているところでございますから、御努力をお願いしたいと思っております。

最後に、財投債の発行と長期金利との関係について大蔵大臣にお伺いいたします。

先ほどから国民に大きな負担があるということでお話ございましたけれども、平成十三年度の財投債の発行総額は二十兆円を超える規模になると考えられます。このうち半分以上は郵貯等が引き受けることになっており、すべてが市中で消化されるわけではありませんが、しかし、国債がこれだけ大量に発行される上に、十兆円前後の財投債が市中で消化されなければならないとするならば、長期金利が上昇し、景気に悪影響を与える懸念は払拭できないと考えるところでございます。財投債の発行が長期金利に与える影響について、どのような見解をお持ちでしょうか。

また、財投債の発行を抑制するためには、財投債の発行を拡大することが不可欠であると私は考えておりますが、概算要求から約三カ月が経

過いたしました現在、大蔵省としても各機関に対して財投債の発行を働きかけてきたと思っておりますけれども、その間の攻防を含めまして、大蔵大臣の率直な見解をお伺いしたいと存じます。

それはそれでよろしいことだと思いますが、いずれにしても注意をして発行していかねばならない状況には変わりはないと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 財投債の発行につきましては、先般、その問題を御審議いただきましたきにいろいろな御議論がございました。

○三重野栄子君 漫画のような話ですけれども、郵便局の国債がどんどん売れていることについてはいかがお考えでしょうか。

機関のためには、機関債というものが受け入れられるというほどの信用を持つていなければならない、それが全くできないというようなことになればやはり自分自身の合理化をしなければいけない、そういうことで財投債の発行についてもわたりストラクチャリングを強いる結果になる、それが一つの効果であると考えてまいっております。ただ、そういう機関でございましてから市場でいわば格付の信認を受けなければならないという問題がございまして、各財投債機関もいろいろに努力をしております。

○委員長(伊藤基隆君) 時間でございます。○三重野栄子君 終わります。ありがとうございます。

まだ終結をしておらないわけでございますけれども、一兆円まで行けるかどうかといったようなことが現状のようでございますが、それでもしかし、自分のところの債券を買ってもらえるだけの意味で、合理化のために一つのよすがとはなると思っております。したがって、財投債にかなりの負担がかかってくることはおっしゃいますとおりで、そういうことも予想いたしました。郵政省等々にもいろいろ支援をお願いしているというの

○椎名素夫君 無所属の会の椎名素夫でございます。けさから質疑を伺っていて非常にいろいろ勉強になりましたが、このところしばらくの予算のつくり方を見ておると、当初予算があつて、これもそう小さなものじゃないけれども、その間、間に、時には年に二回、補正予算という山をどかんどかんとつくって運営をしているという形が続いておりますけれども、本来、余り健康な形ではないような気がいたします。

予算に飛躍なしとかいうことを申しますが、確かに、当初予算と比べてみると、何となしにつじつまが合っているようだけれども、その間に大きな補正予算の山があつて何とかかんとか埋めていくというのは、何か出たとこ勝負のような運営で余り感心しないと思うんです。その上に、どうもはかの法案なんかでもちよつとそういう傾向が見られますが、政府がお決めたことになった、あるい

予算に飛躍なしとかいうことを申しますが、確かに、当初予算と比べてみると、何となしにつじつまが合っているようだけれども、その間に大きな補正予算の山があつて何とかかんとか埋めていくというのは、何か出たとこ勝負のような運営で余り感心しないと思うんです。その上に、どうもはかの法案なんかでもちよつとそういう傾向が見られますが、政府がお決めたことになった、あるい

ということを一回考えてみたらいいんじゃないか。

来年への抱負をちよつとおつしやいました。今度、内閣改造で何かもうおやめになるというようなことが新聞に出ていますが、私は、そんなことをおつしやらないで、というよりもむしろ、客観的に言つて、来年の省庁再編で予算の編成権が内閣にきちつと移る、そしてそれを本當にどうやって統一してつくりていくかということについて、今の総理大臣では大丈夫かなというのは自民党の方も入れて皆さん考えているんだと思うんです。客観的に言ひまして、党内事情は存じませんが、宮澤さんがやっていたと一番いいんじゃないか。前からのいきさつも全部御存じだし、それから財政もわかり、経済もわかり、そうしないと、また経済財政諮問会議、何とか閣僚会議、何とかかんとかというので、一体これどこで手綱が一本になるのかというのを考えると、どういうふうに自民党の方はお考えになるか知らないけれども、もう少し、まだお元氣なようですから頑張つていただいで、少なくともこの次のパラダイムが見えるかどうかのところまで頑張つていただかないものかどうかな。

○国務大臣(宮澤喜一君) 橋を壊す話はそれといたしまして、ここまで来ますと、私は二十一世紀の最初の十年か二十年を展望いたしますと、いわゆる財政再建という言葉で表現される問題は、もとより財政だけの問題ではございません。税制の問題でもあるし、中央、地方の行財政の関連でもございますし、もつと差し迫つて社会保障、諸問題の問題でもあります。

したがって、財政だけの再建ということはあり得なくて、それらの問題全部を含むようなやはりマクロモデルみたいなものをつくつて、そしてすべての需要が、ニーズが同時に決定されるような政策を探すしかないのではないだろうか。したがって、それは負担と給付といひますか、コストとベネフィットと言つてもいいし、そういう問題を同時に決めるにはどうすればいいかと

いう、そういうモデルをつくることによって答えを求めるしかもうないような気がいたしておるわけです。

それは、常識的にはある程度見ておるわけですが、これだけの、国が与える、国が供給しなければならぬのであるとすれば、そのための負担はどれだけの、高福祉とか高負担とかいふようなことがございまずけれども、それを整合的に同時に満足する値を探すしかないのだらうと思つていまして、ばらばらに議論しておつたのではないつても答えが出ない。給付と負担との関連を一義的に同時に決定するような、これはもう選択でございますから、その選択することによつて、それからあとのそれらの問題についての政策を組んでいくしかないのではないかと、これを、これはどなたがやられてもそうでありまふと、新しいパラダイムというのが求められないのではないかと、このことを感じております。

○委員長(伊藤基隆君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○勝木健司君 私は、民主党・新緑風会を代表いたします。たゞいま議題となつております平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

反対理由の第一は、本法律案は、国債償還のため設けられている減債制度のルールを踏みにじり、有名無実化するものだからであります。決算において剰余金が発生した場合、剰余金の二分の一以上を公債償還のため国債整理基金に繰り入れることが義務づけられており、この措置は、定率繰り入れ、予算繰り入れと並んで減債制度の根幹をなすものであります。それにもかかわらず、国債を増発するよりましだとのまやかして、財政法第六条の特例を安易に設け、財政節度を財政当局自身が放棄した今回の措置は、断じて容認できな

いのであります。

反対の第二の理由は、本法律案は、将来の国債の増発につながるからであります。宮澤大蔵大臣は大きな補正予算は組まないといふ昨年から再三国会で述べられておりました。しかし、平成五年度以降、今回を入れて十五回補正予算が組まれていますが、今回の補正予算における歳入追加の規模は実に四番目に巨額なものです。与党の、国民におもねた増額要請に安易に応じ、借金財政を拡大する財政当局は、もはや金庫番の役割を返上してしまつてゐると断じて過言ではありません。

反対理由の第三は、国民が財政の先行きに大きな不安を抱えているのに、それに逆行する財政運営を行つてゐる点であります。今回の一連の措置に伴い、本年度末の国債残高は三百六十五兆円に、来年度の国債発行は借換債を含め実に百兆円を超える発行になると見込まれます。そのような中で、本来国債の償還に充てるべき財源まで補正予算で浪費してしまふことは、財政の健全性に逆行し、国民の国債償還に対する信頼を喪失させるものであつて、到底納得できるものではありません。

今日の財政状況のもととるべきことは、剰余金全額を国債の償還に充てることであり、これがそが政府の本来の務めであることを強く訴えて、私の反対討論といたします。

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、平成十一年度剰余金の処理特例法案に対して、反対の討論を行います。

本法案は、財政法の規定にもかかわらず、平成十一年度の剰余金全額を補正予算の財源に充てようとするものであります。決算剰余金が出た場合、少なくともその二分の一は公債の償還等に充てなければならぬとの財政法の規定は、財政が未曾有の危機にある今こそ尊重されなければならぬものであります。

まして、平成十一年度は歳入の四割以上が国債で賄われており、たとえ決算で剰余金が出たとしても、それは借金の使い残りという性格のもの

で、本来の剰余と言へるものではありません。にもかかわらず、本法案は、この剰余金全額を補正予算の歳入に組み入れ、大型公共事業を初めとする従来型景気対策に充てようとするものであり、断じて認められません。

以上をもつて、本法案に反対する討論といたします。

○三重野栄子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表いたしまして、平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本法律案の前提となる補正予算の必要性自体に疑義を抱いているからであります。補正の必要はないと繰り返してこられた宮澤大蔵大臣の答弁は一体何であつたのでしょうか。今回の補正予算は、ばらまき体質から脱却できない自民党政治の象徴そのものであり、到底賛同できるものではありません。そうした補正予算と表裏一体である本法律案についても容認できないことは当然であります。

反対の第二の理由は、公債の発行額を抑制するために剰余金全額活用するという政府の理屈に納得できないからであります。

こうした手法により、政府は、特例国債の発行を回避し、建設国債の発行も二兆円程度にとどめることができたといふ自賛されております。しかし、これは問題の先送りにはならず、国民を欺くものだと言わざるを得ません。こうした先送りを続ければ、世代間負担の格差はますます拡大し、将来に対する国民の不安も高まるばかりであることに政府は気づくべきであります。

国債の発行がこれほど膨らんでいる状況にかんがみても、財政法の定めにあるとおり、剰余金の少なくとも半分は借金の返済に充てるべきでありまふ。

最後に、森政権による経済政策、財政政策は、限られた業界や階層をターゲットにしたものによらず、大多数の国民にとつては将来の増税不安を大きくするものであることを申し述べ、私の反対

討論といたします。

○委員長(伊藤基隆君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入りますが、若干お待ちください。特段の問題があるわけではございません。これより採決に入ります。

平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊藤基隆君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(伊藤基隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊藤基隆君) 酒税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院大蔵委員長秋山教蔵君から趣旨説明を聴取いたします。衆議院大蔵委員長秋山教蔵君。

○衆議院議員(秋山教蔵君) ただいま議題となりました法律案について、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、去る十日、衆議院大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。最近における社会情勢にかんがみ、未成年者の飲酒防止に資するため、酒類の販売業免許の取り消し事由に、酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合を追加する等所要の改正を行うものであります。

以上が本案の提案の趣旨とその概要であります。何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(伊藤基隆君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○勝木健司君 今回提案されております酒税法の改正案の目的は未成年者の飲酒防止ということですが、全く私どもも異存はないわけでございますが、目的が達成できることを期待いたしますわけでございます。

しかしながら、この酒類販売業免許の問題は、規制緩和の問題と切っても切り離せない問題でもございますので、特に今回の改正の背後には、酒類小売業免許に係る需給調整規制の距離基準の廃止先延ばしの問題があるわけでございます。本年九月一日に予定されておりました距離基準の廃止が来年の一月一日に延期されたわけであります。が、そもそも規制緩和と推進三カ年計画で定められた当初の廃止期限については、経済団体などからも前倒しの要望を出していたものであるわけでありますが、逆に先送りされたわけでありまして、これも、まず大蔵大臣に、この距離基準廃止が先送りされた経緯とその理由につきまして、私に与えられた時間は確認質問の十分でありますので、簡潔にお願いをいたしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御指摘のように、大蔵省はかねて三カ年計画を持っておりまして、九月一日にこれを実施することを考えておりましたが、その後、八月になりました。未成年者の飲酒防止対策あるいは酒類販売におけるいわゆる公正取引の問題など、この規制緩和を円滑に進める上での環境が十分に整備されていない、それを整備せよということと与野党間の合意がございました。

その合意の内容はただいま申し上げましたことそのものでございますが、未成年者飲酒禁止法の罰則強化、酒税法の免許取り消し事由の追加について次期臨時国会において法改正を行うということの中で、不正取引の排除に関するガイドライン等々につきまして環境整備をすべきであるという

ことが決定されましたので、したがって、この環境整備を待ちまして法の改正をお願いすることとしたわけであります。

○勝木健司君 どうもこの延期の理由というものは、直接小売業の免許基準の規制緩和と結びつくものではないように思われるわけであります。そこで、もう一点確認したいのは、このような先送りが再び行われることのないようにという点でございます。自民党内では、不当販売の防止対策に関連して、距離基準の廃止時期についてもまた再延期もあり得るなどという意見もあるようでありまして、この未成年者の飲酒防止あるいは不当販売問題などについての対応は別に対処を考えればよい問題でありまして、規制緩和の先延ばしというものはあつてはならないものというふうにも考えるわけであります。そういった意味で、大蔵大臣、また総務庁の政務次官、お越しでございますので、確認をしておきたいというふうに思います。

それとあわせて、平成十五年九月から実施される予定の人口基準の規制緩和につきましては、経済団体からもむしろ前倒しをしてくれという意見もあるわけでございますので、そこら辺の前向きな答弁もいただくといいことで確認をさせていただきたいというふうに思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど、あるいは与野党合意と申し上げたかもしれませんが、失礼いたしました。政府・与野党合意でございます。

それで、この合意に盛り込まれたことをほぼ整備いたしましたので法案の御審議をお願いいたしておるわけでございまして、政府といたしましてさらなるこの時期を延長するという意思は持っておりません。

○政務次官(海老原義彦君) ただいま大蔵大臣からもいろいろお話をいただきましたとおり、去る八月の酒類小売業免許に係る距離基準による需給調整規制の緩和の延期につきましては、未成年者飲酒禁止法と酒税法の改正などの踏み込んだ措置がとられることとなった経緯から、所要の準備等の期間等を設ける意味合いで延期措置を講ずることとしたものであつて、あくまでも例外的な措置であります。政府としては、規制緩和は予定どおり粛々と進めてまいります所存であります。

また、後段に御設問のありました人口基準による需給調整規制につきましては、平成十年三月の閣議決定におきまして、平成十五年九月一日をもって廃止することを決定したものであります。政府といたしましては、今後とも、規制緩和の取り組みに引き続きの変更に規制緩和と推進三カ年計画を着実に実施してまいります所存であります。

○勝木健司君 次に、不当販売防止対策について公正取引委員会にお伺いしたいと思います。

公正取引委員会はこの二十四日にいわゆる酒類のガイドラインを公表しております。この中でも、仕入れの際に添付される他の商品、また、年度末等に事務的に額が判明するリベート、広告費、販売活動補助のための協賛金等については値引き等として考慮しないとしておるわけであります。が、これらが値引き等に該当しないというものは、さまざまな形で不当販売が行われている中での実態にそぐわないのではないかとという危惧がされておるところでありますけれども、こうした点、なぜ値引きに該当しないのか、その点を確認しておきたいというふうに思います。

そしてまた、もとよりこの中小小売業者の実態を踏まえた不当販売防止対策は極めて重要なものでありますので、そのために基本的な考え方なりあるいは基準というものを明確に示して周知を図っていくことが大切だろうというふうに思いますので、あわせてお伺いしたいというふうに思います。

○政府参考人(橋嶋憲安君) 先生御指摘のように、十一月二十四日に、いわゆる酒類のガイドライン、不当販売と差別対価について規制の考え方を示したものでございますけれども、御指摘のリベート等について、なぜ値引きとして考慮していいないのかということでございますけれども、リ

パート等につきましては二つのタイプがございます。

一つは、例えば、現金決済であれば二％リベートをあげます、あるいは、百ケース売ってくれから二％リベートをあげます、これはまさに実質的な値引きと同様のものがございます。

しかし、年度末一括して支払われるようなりパートは、取引をする際に幾らもえるかどうか分からないものがございます。例示としていろいろ書いてございますけれども、そういったものは値引きとは認めない。したがって、不当販売の規制基準でございます実質的な仕入れ価格をさらに引き下げる要因とは見ないというものでございます。

もう少し具体的に御説明いたしますと、帳簿上の仕切り価格が一ケース三千五百円であったと、そして、ここに書いてあるようなりパート、年度末一括のリベートとか、あるいはメーカーの協賛金等を含めると一ケース百円あるいは二百円に相当する額であったといたしますと、規制基準はあくまでも三千五百円の仕入れ価格でございます。それを三千三百円の仕入れ価格とは見ません、三千三百円を上回ってれば不当販売ではないという考え方をとるものじゃないということでございます。ですので、仕入れ価格の判断基準を酒類取引の実態に合わせて明確化したものだというふうに考えてございます。

こういった考え方を関係業界等に周知してまいりまして、不当販売案件につきましては厳正に対処していくという方針をガイドラインでも示しているところでございます。

○勝木健司君 警察庁にお伺いしますが、いわゆるIDカードの所持義務のない我が国におきましては、未成年者への酒類販売を防止するには、未成年者と思われる顧客に対する販売時点での年齢確認しか方法がないわけでございますが、こういう販売当事者の主観によるところでありますので、販売者としての義務の範囲はどこまでを考えると販売者のかということ、そしてまた、違反

した場合は免許取り消し等、行き過ぎではないかという意見もあるわけでありまして、その点いかがでありますかということ、もう一つは、違反をした場合、販売者の責任として罰則を受けるということは是といたしまして、なぜ小売業者だけに適用されるのかということもあわせて確認をしておきたいというふうに思います。

○政府参考人(黒澤正和君) お答え申し上げます。委員御指摘のように、酒類の販売者が未成年者が飲酒を知って販売することを処罰することとしたしておりますが、これは、刑罰によってそのような行為がなされないことを期待しているものと考えております。

したがって、年齢確認が期待される範囲につきましては、購入者の外見でありますとか、動作でありますとか、購入量など具体的な状況に照らしまして、未成年者が自分で飲むのではないかとと思われるかどうかにつきまして総合的な判断をしなければならぬものと考えられますが、処罰の対象となっておりますのは、構成要件上「知り得」となっておりますので、未成年者が飲むために購入することを販売者が認識している場合であると考えるところでございます。

それから、もちろんこれは販売者だけに限らず、例えば保護者でありますとか未成年者自身でありますとか、そういった未成年者の飲酒や喫煙が健全育成上問題があるということをよく認識をしなければならぬわけございまして、販売者だけではなくて、社会全体が未成年者の健全育成のためにこの問題に取り組んでいく必要があるのかと考えておるところでございます。

○勝木健司君 もう時間が参りましたので、要望だけ申し上げたいというふうに思いますが、インターネットを利用した酒類通信販売の普及や、あるいは会社分割法制度の導入に伴いまして分社化等の動きなど、酒類の小売販売業免許に関しても大きな影響を与えておるわけでございます。これらのインターネット取引等の通信販売に係る免許の

取り扱いや、分社化等による営業主体の変更の際の免許条件の問題など、酒類販売業免許に関してはさらに規制緩和を進めるべきであるというふうな考えをしておりますので、大蔵大臣、また所管の総務庁事務次官にぜひ御理解をいただきたいというふうに要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○笠井亮君 未成年者の飲酒防止策の一つとして今回の法案は賛成できるものでありますが、私は罰則強化にとどまらない対策がさらに必要だと思ふんです。この観点から、コンビニエンスストアでの酒の販売について伺っておきたいと思ふます。

厚生省の調査でも、例えば高校二年、三年男子の入手先で一番多いのがコンビニであります。国税庁も、未成年者の購入を責任持って防止できる者の配置など、夜間の酒類販売の体制整備を業界に繰り返し要請してきたと思ふます。

国税庁に伺いたいんですけども、通達を出してから二年半ぐらいたつと思うんですけども、責任者を配置しているコンビニというのは、この酒販のコンビニ二約二万店のうち何％ぐらいになるでしょうか。

○政府参考人(塚原治君) お答え申し上げます。酒類を販売しているコンビニエンスストアの数については正確に私ども承知しておりませんが、コンビニエンスストアに限らず、すべての酒類小売販売業者に、販売場ごとに酒類販売責任者を設置するよう指導してきているところでございまして、また、年に一度、酒類販売業者から販売場ごとに所轄税務署長に提出される酒類の販売数量等の報告書に販売責任者の氏名等を記載させており、ほとんどの酒類販売業者において、販売場ごとに酒類販売責任者が設置されていると考えております。

○笠井亮君 私の質問に対して具体的な数字も言われないという、そういう形ではフォローされていないという点でいいますと、やはり私、形だけ

通達を繰り返すという形で済ませているんだはだめだと思ふんです。

先日、JR駅構内のコンビニで、制服を着た中学生にアルバイト店員が酒を売って、その企業と店員が書類送検されるということがありました。この店員は、中学生とは思ったが、忙しくて確認せずに売ってしまったと話しております。さらにほかの例で言いますと、未成年者のアルバイトの店員が未成年者に対して売っている場合もある。これは、実質的には自動販売機とそんなに変わらなくなってしまう。

先ほど言った例の店では、キオスクの直営コンビニ二店がありました。酒を販売するならばちゃんと管理者を置いて、それができない時間帯は酒の販売をしないなど、やはり身をもって襟を正すように、直営店を運営している大手コンビニの本部、これについては少なくともしっかりと私は指導すべきだと思ふんですけども、この点はいかがでしょうか。

○政府参考人(塚原治君) お答え申し上げます。国税庁においては、平成十年四月に、コンビニエンスストア業界団体を含む関係団体に対して、年齢確認の徹底、夜間における酒類販売体制の整備、清涼飲料水との分離陳列、従来型酒類販売機の撤廃、従業員の研修の実施などについて要請するとともに、具体的な取り組み方法について指導してきているところでございます。また現在、関係省庁と連携して、これらの関係団体に対して、未成年者飲酒防止のための取り組みをさらに強化するよう、改めて要請する準備を進めているところでございます。

○笠井亮君 フランチャイズ加盟店にはいろいろ配慮が必要ということもあると思ふんですが、ただ、直営店については、直ちに徹底できるし、それにこたえる力もコンビニ本部は十分持っていると思ふんです。

そこで、フランチャイズの加盟店の方なんですけれども、加盟店主の多くは、商道德を守りたいということをもって頑張っている。ところが、責

任を持てる時間内で酒を売りたいくても、コンビニ本部の厳しい締めつけもあつて、二十四時間年中無休の営業を強制されるなど、店主の自由にならないうのが現状であります。フランチャイズ契約やコンビニ本部の対応にまで踏み込んだ、私はそういう意味での規制がなければだめだと思つてゐる。

今、関係省庁とありましたが、せっかく七省庁で取り組んでいるんですから、他省庁とも協力して、コンビニの本部に対して実態に合った指導も行ってきつと問題解決に当たるべきだと思つてゐるんですが、これは大蔵大臣いかがでしょうか。

○政府参考人(塚原治君) 国税庁といたしましては、今後とも、議員御指摘のように、各小売店に対する指導はもとより、業界の団体を通じて中央での指導も行つてまいる所存でございます。

○笠井亮君 これまでもやつてゐるし今後ともということなんですけれども、今の話を伺つていて、本当にきちつとやれるのかというのがいま一つ響いてくるものがないんですね。コンビニでの販売規制に責任を持つて本気で取り組むということと、私はやつぱり具体的に示してほしいと思つてゐます。

町の酒屋さんは今、自動販売機の撤去に取り組んでおります。売り上げの減少につながつて経営的には大変苦しいけれども、青少年対策だと身を削る思いで頑張つてやつてゐる。しかも、撤去費用も小売店の負担であります。コンビニでは有効な手が打たれないまま事実上放置されているのと、私は対照的だと思つてゐる。

撤去状況を見ますと、予定台数を勘案した数字で六〇％という状況でありますけれども、そういう状況の中で、お酒屋さんは非常に頑張つて今努力もされてゐる。未成年者対策に取り組むといふことが、コンビニ本部に対して要請を行うといふことと、これはいわばお茶を濁すといふことではいけないと思つてゐます。

私は、具体的な中身のある酒販売の規制強化に国税庁が本気で取り組まずに、来年一月から拙速に免許条件の規制緩和をすべきでない、このことを強く申し上げまして、質問を終わります。

○三重野栄子君 社民党の三重野栄子です。

この法案につきまして、賛成でございますけれども、この法案の目的を達成させるためにも何点かお尋ねいたします。

まず、未成年者の飲酒防止のための実効性の確保の問題であります。未成年者の飲酒問題は社会的に極めて大きな問題でありまして、今回の改正案に關しては、青少年の健全育成という観点からその趣旨に大いに賛成いたしております。しかし、未成年者の飲酒の現状を考えますと、その実効性の確保というのは大きな問題となつてくると思つてゐます。

今回の改正案では、別途、未成年者飲酒禁止法の罰則の強化もあるわけですが、酒類販売業免許の取り消し事由に、未成年者飲酒禁止法に違反した場合を追加するというところですけれども、この法改正によりまして、実際に未成年者の飲酒防止にどのような効果があるかと考えてみようか。提出者である衆議院大蔵委員長にお伺ひいたします。

○衆議院議員(秋山教蔵君) ただいま御審議をお願いいたしております酒税法の一部を改正する法律案は、提案理由にもございますように、最近の社会情勢にかんがみて、未成年者の飲酒防止に資するため、酒類の販売業免許の取り消し事由によつて「罰金の刑に処せられた場合」を追加する内容のものでございます。すなわち、致酔性、依存性のある酒類の商品特性に着目して、酒類に係る社会的規制、とりわけ未成年者の健全育成という観点から、未成年者への酒類販売防止の徹底を図ろうといふのが今回の提案の趣旨でございます。

御案内のとおり、未成年者を取り巻く環境の中で、未成年者の飲酒問題というのは大変重要な問題となつております。こうした事態に的確に対応

していくことは、未成年者の健全育成のために極めて重要であるといふふうに考えておるわけであります。もとよりこの問題は、ひとり酒類販売業者だけの問題ということではなくて、地域社会、関係省庁の一体となつた取り組みが必要であるといふことは十分御承知であらうと思つてゐます。

提案者といたしましては、そうしたことを十分に配慮しつつ、本改正法の適正かつ確実な執行が行われ、改正の趣旨が実現されますことを強く期待しておるところでございます。

○三重野栄子君 その場合に、国税庁にお伺ひしたいのでございますけれども、取り消し及び再申請の免許交付の運用でございます。

実効性の確保という点から今回の法案を見ますと、酒類販売業免許の取り消し事由に、未成年者飲酒禁止法に違反した場合が追加されるわけでありますけれども、あくまでも「取り消すことができない」との規定であつて、この「できる」という部分をしっかりと運用していかないと十分な効果が期待できないのではないかと懸念いたします。また、免許が取り消された者の再申請についても、同様に「免許を与えないことができる」との規定になつております。

もちろん、免許の取り消しに当たりましては、販売業者に対する不利益処分となるわけですから、行政手続法に基づく聴聞の実施など、適正な手続が必要なのは言うまでもありませんけれども、未成年者の飲酒防止の実効性の確保のために厳しい運用が求められております。

この点に關しまして、取り消し及び再申請の際の免許交付につきまして、国税庁の方から運用基準について伺ひたいと思つてゐます。

○政務次官(七条明君) まず、私の方から総論的なものを申し上げておきたいと思つてゐます。すけれども、ことしの八月三十日に制定をされました、いわゆる未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱におきまして、未成年者飲酒禁止法及び酒税法の

一部改正案が成立を見ましたときに、その適正な施行に取り組んでいかなければならないという観点に立ちまして、法案が成立した場合には、これらの権限の運用に当たりまして、行政手続法の趣旨にのっとり、あるいは酒類販売業免許の取り消し及び酒類販売業者の営業活動あるいは生活に大きな影響を及ぼす点にみまがみまして、その当該企業が未成年者飲酒禁止法違反として処罰されるに至つた事由、あるいは特にそのときの事情等を十分に勘案しながら、慎重かつ適正に運用をしていかなければならない、特にそういう観点に立つて慎重に適正に運用していかなければならぬといふふうに考えておるところでございます。

○政府参考人(塚原治君) 御質問の二点目でありまして、免許を取り消された者が再申請を行つた場合の運用について簡単に答え申し上げます。

今回の改正においては、未成年者飲酒禁止法違反で罰金刑に処せられた者が免許の取り消し事由に追加されるだけではなくて、この取り消しが行われた場合に、免許申請に当たつての拒否事由に該当することとされております。したがつて、申請者が免許を取り消された者であるような場合には原則として免許を付与することはできないと考えておりますが、いずれにいたしましても、慎重かつ適切な運用を行つてまいりたいといふふうに考えております。

○三重野栄子君 その具体的なことをお伺ひしたいんですけれども、それ以上はきょうは申し上げません。

今度は警察庁に伺ひたいんです。私は、取り締まりを強化すればいいといふふうには思いませんけれども、未成年者飲酒禁止法をつくつた以上は、実効性の確保のために、運用という観点からお伺ひしたいと思つてゐます。

未成年者飲酒禁止法違反による昨年の検挙件数はわずか六十件といふことでございます。この数字というのは、実感からしますと氷山の一角にすぎないのではないかと懸念しますが、特に未成年者飲酒禁止法では、未成年者が自分で飲むことを

知って販売しないと処罰の対象にならないわけ
で、こういった部分が検挙件数にあらわれてい
るのではないかと思います。幾ら免許取り消し事
由を追加したとしても、肝心の処罰適用が今の
ような状況では期待ができません。

この点、今回の改正を踏まえまして、どのよう
に取り締まりを進めていけるのか警察庁に伺い
たいのでございます。でも、適用がふえればいい
ということも思っておりませんが、先ほども御説
明ございましたけれども、もう一度お願いしま
す。

○政府参考人(黒澤正和君) 私どもの各種の警察
活動によりまして、酒類の販売実態につきまし
てその確な実態把握に努めまして、悪質な事案に
つきましては、的確な捜査により違法行為を立証
いたしまして、取り締まりを行っていく所存で
ございます。

なお、未飲法の検挙の件数につきまして今御指
摘がございましたが、そのほかに補導いたしてお
るのが昨年、三万数千件ございます。それから、
風俗営業適正化法というもので、飲食店等におき
まして未成年者に酒、たばこを提供した場合には
罰則がついておるわけでございますが、これにつ
きましては昨年は約二百件の検挙を見ておるとこ
ろでございます。

○三重野栄子君 では、簡単にあとお尋ねいたし
ます。

自動販売機を設置されているとどうしてもそん
なことになるわけですが、酒類自動販売機
の設置台数がどれぐらいで、どのように減らされ
ていっているのか。それから、コンビニエンスス
トアの問題ですが、先ほど指導に当たると国税庁
の御答弁がございましたけれども、これは七省庁
でいろいろお話があつてということではござい
ましたから、国税庁だけでやるのじゃなくて、そ
の他の省庁にもぜひ国税庁から積極的にお話し
かけをいただきたいと思うんですが、その点いか
がでしょうか。

○政府参考人(塚原治君) お答え申し上げます。
酒類の自動販売機でございますが、全国小売酒
販組合中央会が五年前に自主的に撤去する決議を
行いました直後の設置台数が十八万六千台でござ
いまして、本年六月一日現在では十一万九千台に
なっておりまして、六万七千台減少しているところ
でございます。

従来型の酒類販売機の撤去、あるいは本人の年
齢確認ができる改良型の自動販売機への切りかえ
につきましては、国税庁も関係省庁と協力いたし
まして引き続き指導を行ってまいりたいと考えて
おります。

○政務次官(七条明君) 今お話がありましたよう
に、関係七省庁、国税庁、特に大蔵省といたしま
しても、積極的にリーダーシップをとれる部分は
とって頑張つてまいりたいと思っておりますので
ございます。

○三重野栄子君 終わります。ありがとうございます。
○委員長(伊藤基隆君) 他に御発言もないよう
です。これより討論に入ります。――別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入ります。
酒税法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙
手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(伊藤基隆君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(伊藤基隆君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時十四分散会

十一月二日本委員会に左の案件が付託された。
一、相続税法の緊急改正に関する請願(第五二
六号)
一、高齢者の生活維持のための預貯金金利引上
げに関する請願(第六七六号)

第五二六号 平成十二年十月二十三日受理
相続税法の緊急改正に関する請願
請願者 大阪府堺市浜寺諏訪森町西三丁二
〇九 大島泰
紹介議員 片山虎之助君

相続税の納税に当たり延納を選択した結果、相
続税本税のほかに延納利子税を支払う必要が生じ
たが、延納担保の土地について適当な買手が現れ
ず、納税資金の確保に苦慮している。土地を売却
できたとしても、平成五年の相続開始時から三年
を超えているため、相続税額を加算して譲渡所得
税相当額を調整控除する制度は適用されず、土地
の売却代金から相続税及び譲渡所得税を支払うこ
とは困難であり、まして延納利子税を支払うこと
は不可能に近い。

一、例外的な物納制度を延納制度と同様の原則的
な納税方法とし、延納期間中には延納から物納
への切替えを選択できる制度を緊急に採用する
こと(相続税法第四十一条関係)。又は昭和六十
四年(平成元年)から平成三年分までの相続税延
納分を物納選択に切り替えることを内容とした
臨時特別法を復活させ、平成八年分の相続税延
納分まで延長適用すること。

二、配偶者に先立たれた少子家庭の相続に対する
相続税負担の不合理及び不公平をなくするため、
現行の遺産取得税体系を緊急に廃止し、遺産税
体系に改め、税負担が人間の生死の時期や子供
の出生力に大きく左右される現行の相続税の体
系を改革すること。

第六七六号 平成十二年十月二十五日受理
高齢者の生活維持のための預貯金金利引上げに關
する請願
請願者 長野県小諸市和田七九六 遠山信
子外三百九十一名
紹介議員 小山 峰男君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

十一月十日本委員会に左の案件が付託された。
一、消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に
関する請願(第七五五号)(第七五五号)(第七
五七号)(第七五八号)(第七五九号)(第七六
〇号)(第七六一号)(第七六二号)(第七六三
号)(第七六四号)(第七六五号)(第七六六号)(第
七六七号)(第七六八号)(第七六九号)(第七七
〇号)(第七七一号)(第七七二号)(第七七三
号)(第七七四号)(第七七五号)(第七七六号)(第
七七七号)

第七五五号 平成十二年十月二十七日受理
消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に關する
請願
請願者 埼玉県熊谷市大字新堀新田五一〇
ノ三ノ六ノ一〇六 角田はる外四
百八十九名
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七五五号 平成十二年十月二十七日受理
消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に關する
請願
請願者 埼玉県熊谷市赤城町一ノ一五一
後藤茂外三百九十九名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七五七号 平成十二年十月二十七日受理
消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に關する
請願
請願者 埼玉県熊谷市赤城町一ノ一五一
後藤茂外三百九十九名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七五七号 平成十二年十月二十七日受理
消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に關する
請願
請願者 埼玉県熊谷市赤城町一ノ一五一
後藤茂外三百九十九名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

請願者 埼玉県深谷市上野台三三ノ五
大江清外三百九十九名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七五八号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県大里郡妻沼町大字葛和田一
八二ノ二一 服部一男外三百九十
九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七五九号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県熊谷市佐谷田七〇四ノ一
金井秀和外三百九十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七六〇号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県大里郡妻沼町江波一一六ノ
一五 今村英明外三百九十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七六一号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県北本市本宿七ノ九七 熊坂
三男外三百九十九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七六二号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県熊谷市小島南一ノ九ノ二三
齊藤千昭外三百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願者 埼玉県児玉郡児玉町児玉一、六八
九ノ四 坂本晴美外三百九十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七六三号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県本庄市小島南一ノ九ノ二三
齊藤千昭外三百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七六四号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県本庄市前原二ノ四ノ一 下
橋利安外三百九十九名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七六五号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県深谷市秋元町一九ノ二 丹
保利夫外三百九十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七六六号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県熊谷市拾六間一、〇五九ノ
一〇 大矢繁好外三百九十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七六七号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願者 埼玉県行田市須加四、六八一 関
口和男外四百八十九名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七六八号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県熊谷市大塚二七五ノ一 高
橋好名外三百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七六九号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県大里郡妻沼町西野三九四ノ
四 飯島知子外三百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七七〇号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県東松山市神明町二ノ六ノ一
五ノ一〇六 戸口雅俊外三百九十
九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七七一号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県熊谷市新島三七二 栗原尚
幸外三百九十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七七二号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県行田市須加一、五〇五ノ四
内田武美外三百九十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七七三号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 栃木県佐野市大橋町一、四六八
正田耕一外三百九十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七七四号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 群馬県新田郡新田町大字村田八五
五ノ一 大濱重利外三百九十九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七七五号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県行田市北河原六一六 関口
雄一外三百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七七六号 平成十二年十月二十七日受理

消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する

請願

請願者 埼玉県深谷市稲荷町北四ノ二二
石坂和彦外三百九十九名

紹介議員 石坂和彦外三百九十九名

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第七七七号 平成十二年十月二十七日受理
消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する請願

請願者 埼玉県行田市斎条四三〇ノ二 丸
田欽一外三百九十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

十一月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する請願(第九八二号)(第九八三号)

第九八二号 平成十二年十一月九日受理
消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する請願

請願者 奈良県橿原市曾我町九二〇ノ三六
松下光人外千四百六十四名
紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第九八三号 平成十二年十一月九日受理
消費税の大幅増税反対、食料品の非課税に関する請願

請願者 福岡県大牟田市歴木一、五四一ノ
二 江崎ヤスエ外千四百六十三名
紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、酒税法の一部を改正する法律案(衆)
一、平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律

酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十條第一号中「若しくは第二号の」を「から第三号までの」に改め、同条第二号中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に、「ついでに、」を「ついでに」に改める。

第十四條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「左の各号の」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)の規定により罰金の刑に処せられた場合

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六條第一項の規定は、平成十一年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

十一月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願(第一一〇一号)(第一一〇二号)(第一一〇三号)(第一一〇四号)(第一一〇五号)(第一一〇六号)(第一一〇七号)(第一一〇八号)

(第一一〇九号)(第一一一〇号)(第一一一一号)(第一一二二号)(第一一二三号)(第一一二四号)(第一一二五号)(第一一二六号)(第一一二七号)

第一一〇二号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願

請願者 群馬県群馬郡群馬町大字金古一、九〇三ノ二一 松本紀佳外二千五百十三名

紹介議員 阿部 幸代君

政府税制調査会の中期答申は、銀行支援や大型公共事業などに税金を投入するという浪費については全く触れず、一方で消費増税や所得税の課税最低限引下げなど、様々な増税を推し進める内容となっている。生活費に対して消費税を非課税とすることや応能負担の原則など民主的税制の原則を踏まえた上で、消費税の廃止を展望しつつ、将来に向けた国民本位の税制及び納税者の権利を確立すべきである。

一、消費税の税率引上げ計画を中止し、直ちに減税すること。

二、所得税の課税最低限を大幅に引き上げること。

三、法人事業税において外形標準課税を導入しないこと。

四、国民主権に基づく申告納税制度を擁護・発展させるため、納税者の権利憲章を制定すること。

第一一〇二号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願

請願者 群馬県群馬郡群馬町大字金古一、九〇三ノ二一 松本紀佳外二千五百十三名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一〇三号 平成十二年十一月十四日受理

大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取北三ノ五ノ一三 菊地直幸外二千五百七十七名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一〇四号 平成十二年十一月十四日受理

大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願

請願者 長崎県大村市坂口町四五五ノ一 今里裕文外二千五百十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一〇五号 平成十二年十一月十四日受理

大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願

請願者 群馬県群馬郡榛名町下室田二、三四 樋口健外二千五百十三名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一〇六号 平成十二年十一月十四日受理

大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願

請願者 長崎県福江市平蔵町二、四六二ノ四 松本龍治外二千五百十三名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一〇七号 平成十二年十一月十四日受理

大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願

請願者 岡山市松新町六一ノ一 横山睦志 外二千五百十三名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一〇九号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願
請願者 北海道北見市南仲町一ノ六ノ三七
杉本敏一外二千五百十三名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一一〇号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願
請願者 北海道網走市潮見二ノ一〇ノ三一
杉浦むつ子外二千五百十三名

紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一一一号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願
請願者 札幌市東区北二十三条東一〇ノ三
ノ二六 福田善子外二千五百十三名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一二二号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願
請願者 北海道根室市花咲港五一ノ五
佐々木末五郎外二千五百十三名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一二三号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願
請願者 群馬県北群馬郡吉岡町小倉八二七
ノ二九八 高柳広好外二千五百十三名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一一四号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願
請願者 長崎県福江市上崎山町一四七 針
本三幸外二千五百十三名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一一五号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願
請願者 長崎市湊町二ノ六 谷口等外二
千五百十三名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一一六号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願
請願者 群馬県高崎市下和田町三ノ二ノ四
内藤浩外二千五百十三名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一一七号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願
請願者 名古屋市中区北區四ノ四七 増田
智子外二千五百十三名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一一八号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願
請願者 広島市東区矢賀新町二ノ三ノ三五
大久保美香外二千五百十三名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

請願者 北海道北見市朝日町一ノ一 丸
茂洋子外二千五百十三名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一二〇号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願
請願者 群馬県伊勢崎市曲輪町一九ノ一二
中村登美子外二千五百十三名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一二一号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願
請願者 名古屋市中区瑞穂区新開町二四ノ九六
永谷澄明外二千五百十三名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一二二号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願
請願者 広島市安佐南区高取南二ノ一九ノ
八 島昭二外二千五百十三名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

第一一二三号 平成十二年十一月十四日受理
大幅増税反対、国民本位の税制確立に関する請願
請願者 北海道釧路市鳥取大通二ノ二ノ五
二六 小野昌子外二千五百十三名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一一〇一号と同じである。

ため」といわれて導入されたものであったが、導
入以降は老人医療費の負担増を始め、福祉が後退
しているのが実態である。特に消費税率が三%か
ら五%に引き上げられてから国民の負担は一層大
きくなっている。また、消費税は低所得者ほど税
負担が高くなるなど逆進性が強く、不公平な税制
であることから、将来は廃止すべきである。しか
し、現下の不況から脱するため、当面は消費税率
を現行の五%から制度導入時の三%に戻すべきで
ある。

については、次の事項について実現を図られたい。
一、当面、消費税率を三%に戻すこと。